

産業構造審議会環境部会
廃棄物・リサイクル小委員会（第20回）

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
小型電気電子機器リサイクル制度及び
使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会
使用済製品中の有用金属の再生利用に関するワーキンググループ（第5回）

合同会合

配付資料一覧

- | | |
|--------|---|
| 資料 1 | 議事次第 |
| 資料 2 | 委員名簿 |
| 資料 3 | 使用済製品の現行回収スキーム及び回収状況 |
| 資料 4 | 消費者アンケートによる使用済製品の排出・退蔵実態 |
| 資料 5 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案 |
| 資料 6 | 使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知） |
| 資料 7 | 使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析手法等検討会について |
| 参考資料 1 | 平成23年度「レアアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業（一次公募）」の採択事業の決定について |
| 参考資料 2 | 中国による原材料3品目の輸出規制についてWTO協定に基づく協議を要請 |

産業構造審議会環境部会
廃棄物・リサイクル小委員会（第20回）

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
小型電気電子機器リサイクル制度及び
使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会
使用済製品中の有用金属の再生利用に関するワーキンググループ（第5回）

合同会合

議事次第

日時： 平成24年3月30日（金）
14時00分～16時00分

場所： 全国都市会館大ホール

議題：

1. 使用済製品の回収量の確保について
2. 使用済小型電子機器等のリサイクル制度等について
3. その他

産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会
委員名簿

敬称略（50音順）

（委員）

小委員長	永田 勝也	早稲田大学環境・エネルギー研究科教授
小委員長代理	中村 崇	東北大学多元物質科学研究所教授
	井上 祐輔	社団法人新金属協会理事
	大塚 浩之	読売新聞社論説委員
	大橋 慎太郎	社団法人パソコン3R推進協会理事
	大和田 秀二	早稲田大学理工学術院教授
	岡部 徹	東京大学生産技術研究所教授
	奥平 総一郎	一般社団法人日本自動車工業会環境委員会委員長
	織 朱實	関東学院大学法学部教授
	木暮 誠	一般社団法人電子情報技術産業協会電子機器のリサイクルに関する懇談会座長
	酒井 伸一	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長
	佐々木 五郎	社団法人全国都市清掃会議専務理事
	佐藤 泉	弁護士
	関口 紳一郎	超硬工具協会専務理事
	辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
	中島 賢一	早稲田大学環境総合研究センター招聘研究員
	中谷 謙助	社団法人電池工業会専務理事
	星 幸弘	日本鋳業協会理事、技術部長兼環境保安部長
	細田 衛士	慶應義塾大学経済学部教授
	椋田 哲史	社団法人日本経済団体連合会常務理事
	村上 進亮	東京大学大学院工学系研究科准教授
	村松 哲郎	財団法人家電製品協会環境担当役員会議副委員長

中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会
小型電気電子機器リサイクル制度及び
使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会
使用済製品中の有用金属の再生利用に関するワーキンググループ
委員名簿

敬称略（50音順）

（委員）

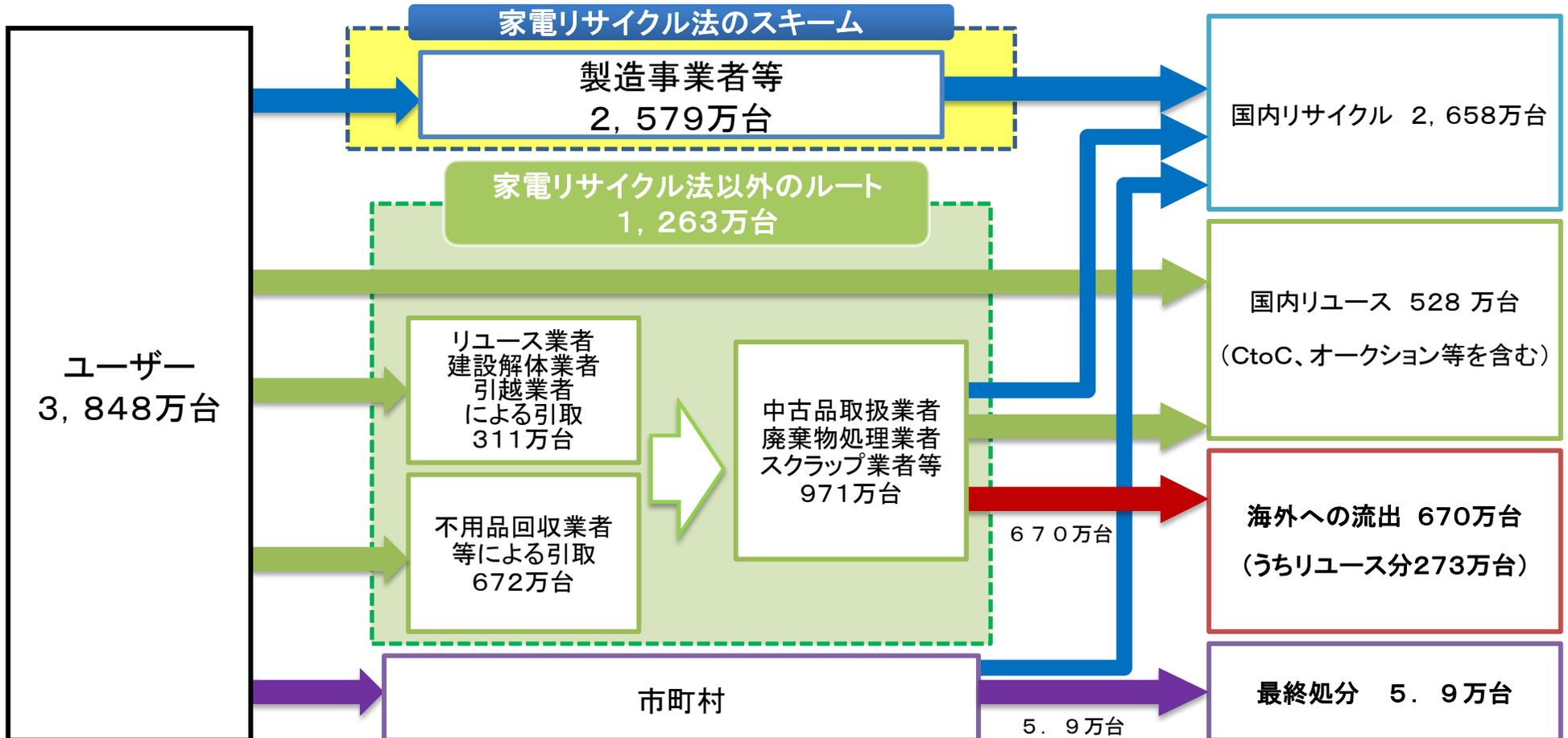
座長	中村 崇	東北大学多元物質科学研究所教授
座長代理	村上 進亮	東京大学大学院工学系研究科准教授
	大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
	大橋 慎太郎	社団法人パソコン3R推進協会理事
	木暮 誠	一般社団法人電子情報技術産業協会電子機器のリサイクルに関する懇談会座長
	酒井 伸一	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長
	佐々木 五郎	社団法人全国都市清掃会議専務理事
	下井 康史	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	新熊 隆嘉	関西大学経済学部教授
	中島 賢一	早稲田大学環境総合研究センター招聘研究員
	中杉 修身	上智大学地球環境学研究科元教授
	中谷 謙助	社団法人電池工業会専務理事
	村松 哲郎	財団法人家電製品協会環境担当役員会議副委員長

使用済製品の現行回収スキーム 及び回収状況

平成24年3月
経済産業省

家電4品目における回収の現状

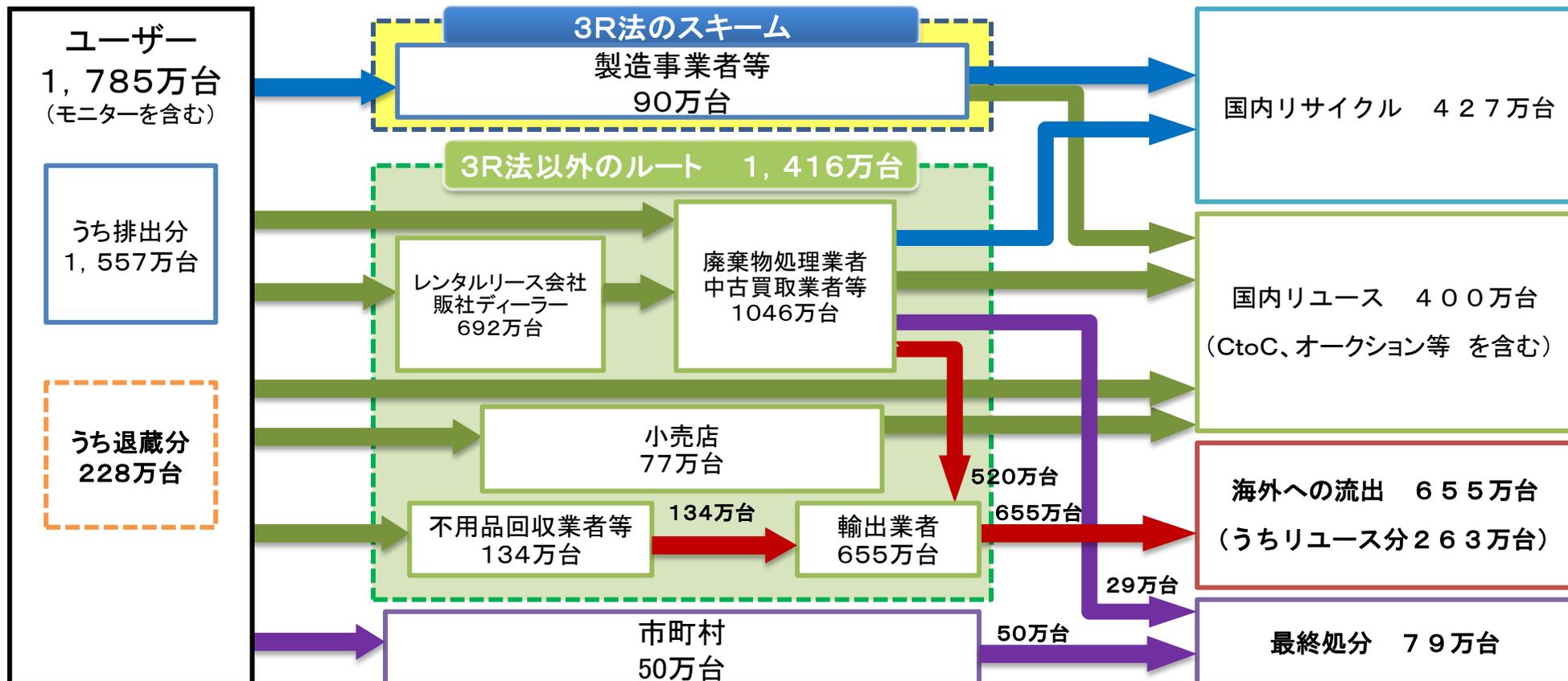
- 年間排出量：3, 848万台（平成22年度推計）
- 回収スキーム：主に一般家庭から排出され、家電リサイクル法に基づき小売店等から製造事業者等に引き渡され、リサイクルプラントにおいてリサイクル。
- 家電リサイクル法に基づく回収量は2, 579万台。リユースを除いた年間排出量3, 047万台に対する回収率は85%。
- 家電リサイクル法以外のルートでは、スクラップとして一部海外流出するもの（397万台）や市町村により最終処分場に埋め立てられているもの（5.9万台）が存在し、国内での資源の有効利用等の観点から課題。



(*) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 第20回合同会合資料に基づき作成。

パソコンにおける回収の現状

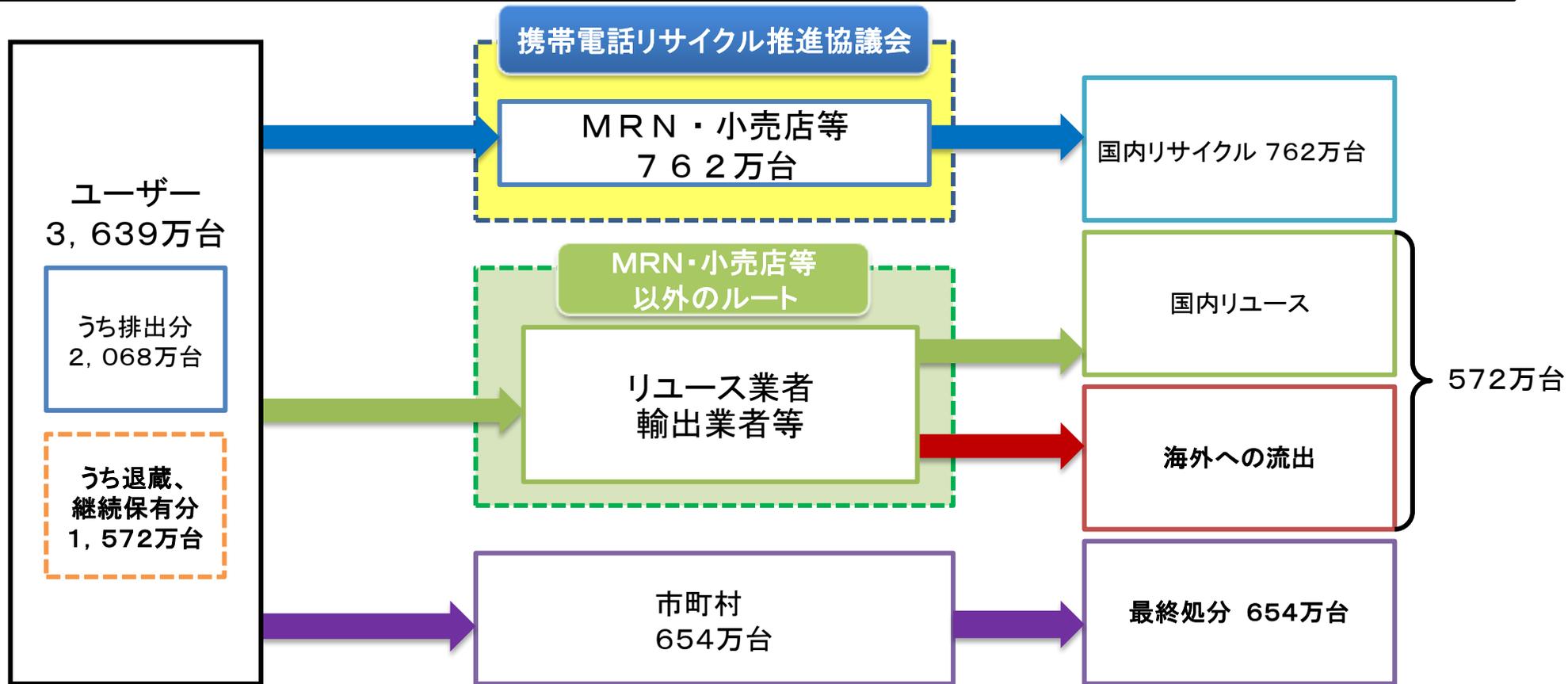
- 年間排出量：1, 557万台（平成22年度推計）
- 回収スキーム：一般家庭および事業者より排出され、資源有効利用促進法（3R法）に基づき郵送等を活用し、パソコンメーカーにより回収・リサイクル。（※1kg以上のパソコンのみが3R法の対象。）
- 3R法に基づく回収量は90万台。リユースを除いた年間排出量893万台に対する回収率は10%。
- 中古買取業者や不用品回収業者等を通じて海外に流出するもの（392万台（海外でのリユースを除く）、44%）や、市町村により最終処分場に埋め立てられているもの（79万台、9%）が存在し、国内での資源の有効利用等の観点から課題。
- 家庭内退蔵されるもの（約228万台、予備等としての保管もあることに留意が必要）が存在することも課題。



(*) 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（H23年度）資料に基づき作成。

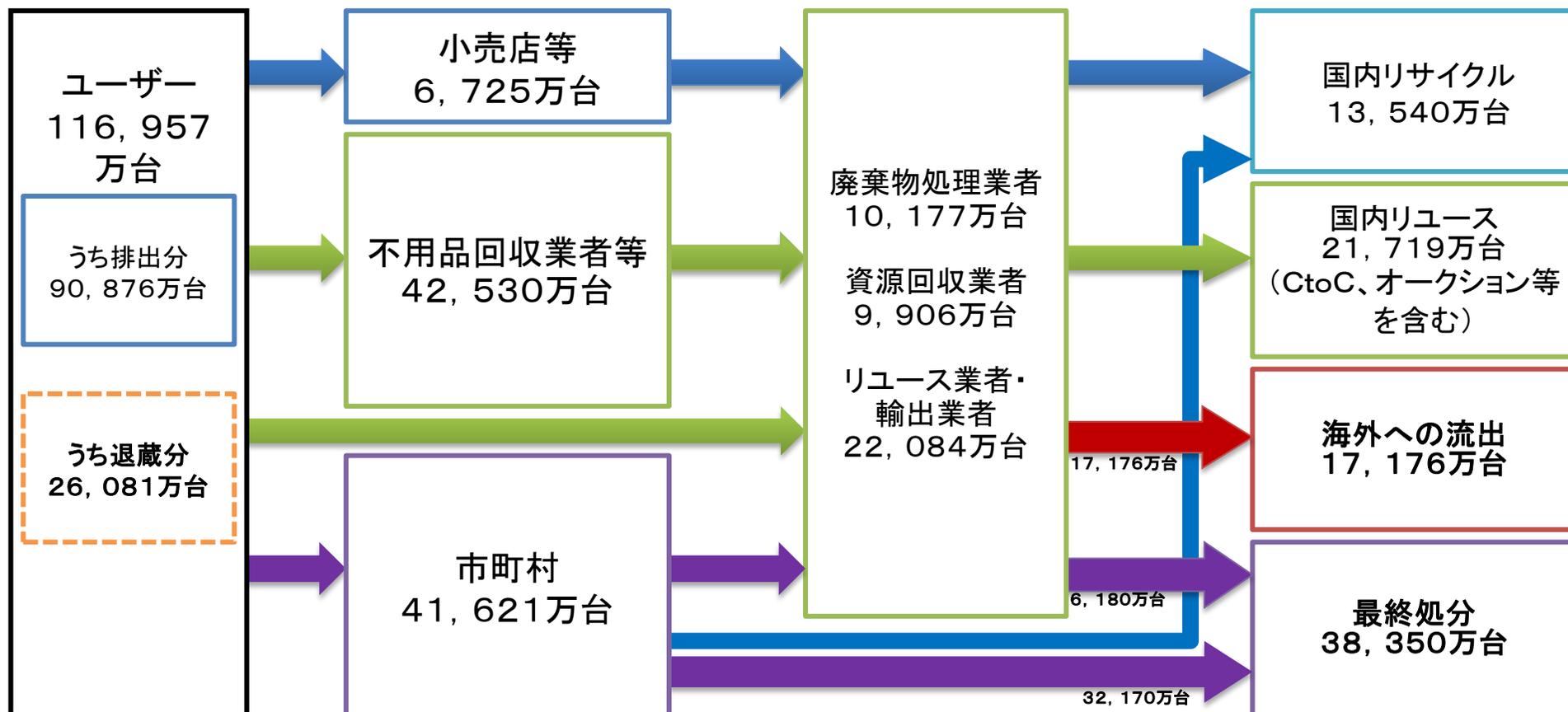
携帯電話における回収の現状

- 年間排出量：2,068万台（平成22年度推計）
- 回収スキーム：主に一般家庭から排出され、携帯電話リサイクル推進協議会（MRN・小売店等）により回収・リサイクル。
- 携帯電話リサイクル推進協議会による回収量：762万台（年間排出量に対する回収率37%）
- 家庭内退蔵されるもの（1,572万台、電話以外の用途での継続利用等により排出されないものもあることに留意が必要）が存在し、国内での資源の有効利用等の観点から課題。
- 市町村による最終処分（654万台、32%）や海外への流出が一定量存在することも課題。



小型電気電子機器における回収の現状

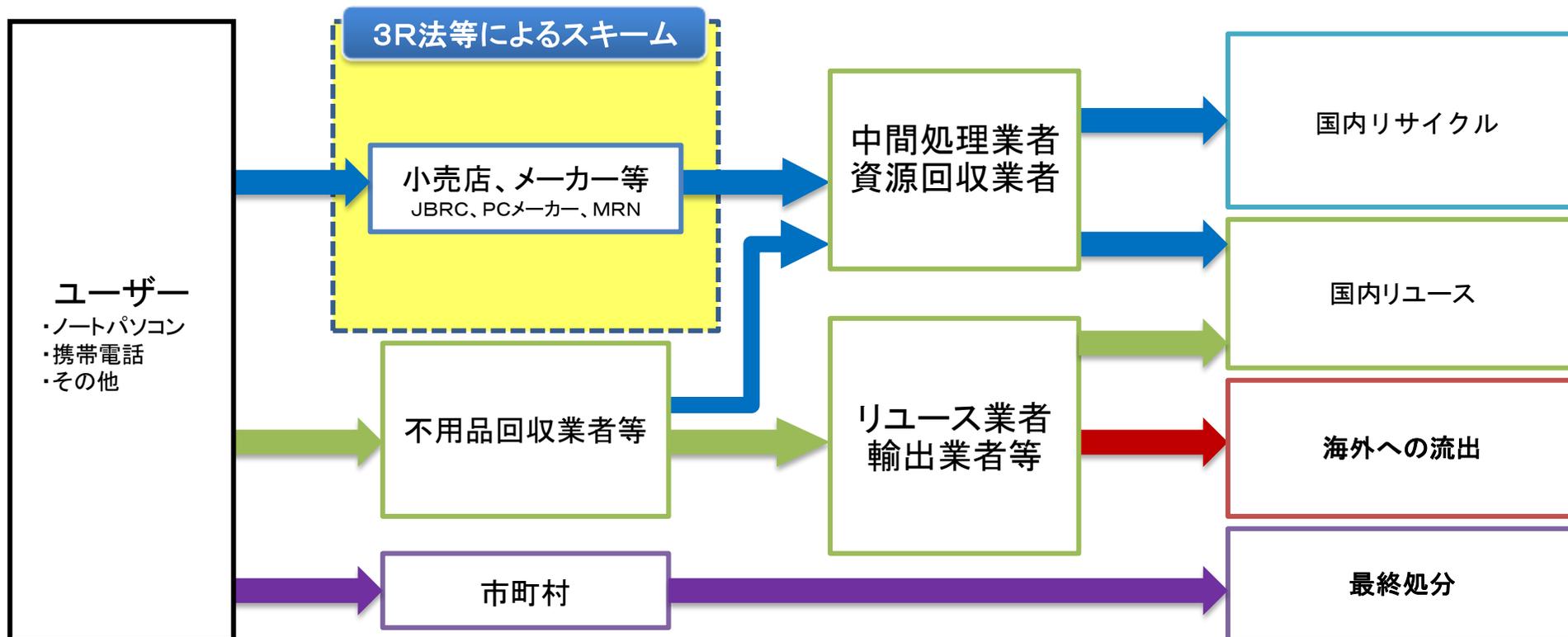
- 年間排出量：90,876万台（平成22年度推計）
- 主な回収フロー：主に一般家庭から排出され、大半が一般廃棄物として自治体により埋立・焼却処理。
小売店等を通じてリユース・リサイクルされているものが一部存在。
- 国内リサイクル量は13,540万台。リユースを除いた年間排出量69,157万台に対する回収率は20%。
- 市町村により最終処分場に埋立・焼却処理されているもの（38,350万台、55%）や、海外へ流出しているもの（17,176万台、25%）が存在し、国内での資源の有効利用等の観点から課題。
- 家庭内退蔵されるもの（26,081万台、予備等としての保管もあることに留意が必要）が存在することも課題。



(*) 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（H23年度）資料に基づき作成。同小委員会の検討対象品目のうち、携帯電話、パソコン、カー用品を除いた80品目についての推計値。

小型リチウムイオン電池における回収の現状

- 主として、電池単体での排出と、製品（PC・携帯電話・小型家電等）と一体となった排出の2通りが存在。
- 回収スキーム：（電池単体での排出の場合）資源有効利用促進法（3R法）に基づきJBRC（Japan Portable Rechargeable Battery Recycling Center）が回収ボックス等を設置し回収。
（製品と一体となった排出の場合）PC：3R法に基づくメーカー回収
携帯電話：MRNの自主的取組による回収
その他：自治体による埋立処分
- 各スキームにおける回収量：JBRC（151トン）、PCメーカー（57トン）、MRN（198トン）
- 小型家電等と一体となって排出され、市町村により最終処分場に埋め立てられてしまうものや、不用品回収業者等を通じて海外に流出してしまうものなどが存在し、国内での資源の有効利用等の観点から課題。



超硬工具における回収の現状

○ユーザからの年間排出量：2,380トン（タングステン純分）（平成22年度）

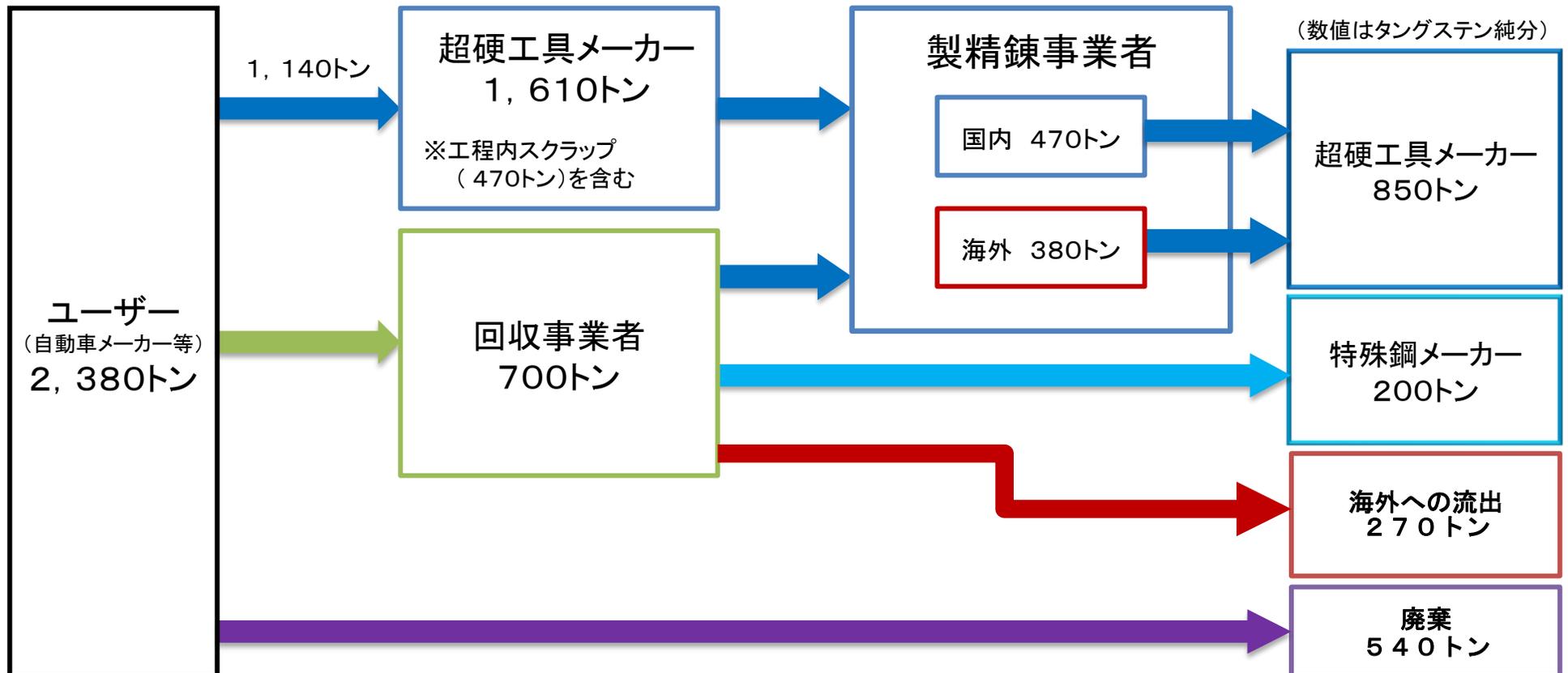
（参考）メーカーからの工程内スクラップの年間排出量：470トン

○主な回収フロー：主に自動車メーカー（約4割）等の製造事業者から排出され、超硬工具メーカー及び回収事業者を通じて、製精錬事業者や特殊鋼メーカーにおいてリサイクル。

○国内超硬工具メーカーへの還流量：850トン（年間排出量に対する回収率30%（※））

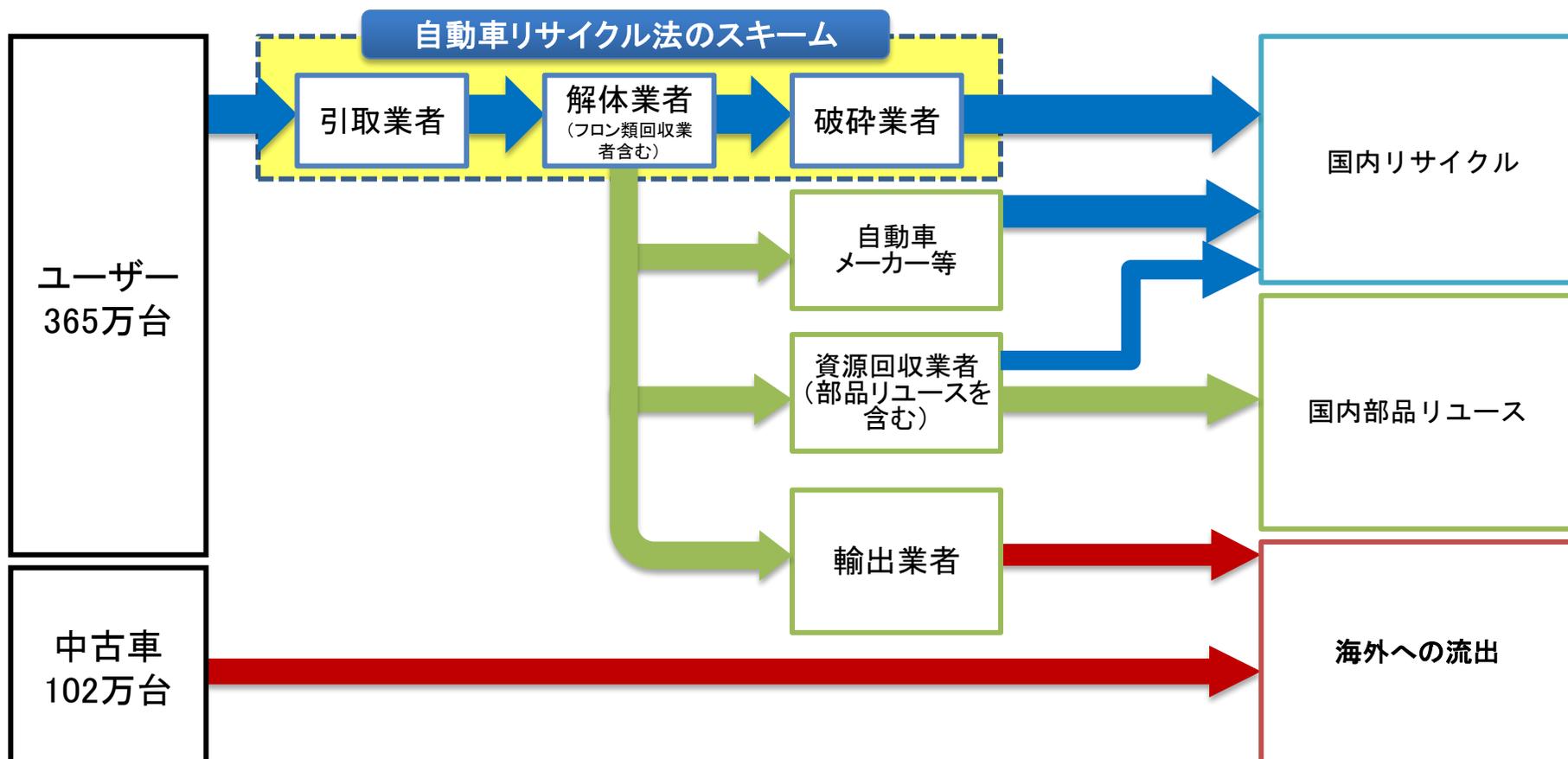
※排出量、回収量ともに工程内スクラップを含む。

○市中スクラップの回収事業者等により海外に輸出されているもの（270トン、9%）や、ユーザーにより廃棄されるもの（540トン、19%）が存在し、国内での資源の有効利用等の観点から課題。



自動車における回収の現状

- 年間排出量：365万台（平成22年度）
- 回収スキーム：一般家庭等から排出され、自動車リサイクル法に基づき、引取業者を通じて解体業者・破砕業者によりリサイクル。
- 自動車リサイクル法に基づく回収量：365万台（年間排出量に対する回収率ほぼ100%）
- 中古車として102万台が海外に輸出。
- 自動車リサイクル法のスキームによって回収された後に、レアメタルを含有する部品が中古部品輸出等の形で海外へ流出するケースが存在し、国内での資源の有効利用等の観点から課題。



消費者アンケートによる 使用済製品の排出・退蔵実態

平成24年3月
経済産業省

消費者アンケートについて(概要)

調査経緯

○リサイクル制度や取組に対する、消費者の認知度、分かりやすさ、使用済製品の廃棄先の選択及びその動機等の消費者意識について幅広く調査することによって、国内でいかに回収量を確保するかという観点から、具体的にどういった対策が必要かを検討するための基礎調査とする。

調査目的

- 既存の回収・リサイクル制度及び業界の自主取組等のある家電4品目、パソコン、携帯電話、小型家電、小型二次電池を対象に、当該製品を廃棄したことがある消費者に対して、回収・リサイクル制度の認知及び実際の廃棄先を尋ねることによって、認知と行動のギャップ及びその原因を探る。
- 参加・協力しやすい回収・リサイクル制度を尋ねることによって、認知と行動のギャップを解消するための方策を探る。
- 退蔵の有無を尋ね、その理由と、退蔵を解消するための方策を探る。

対象製品

○家電4品目、パソコン、携帯電話、小型家電※1、小型二次電池※2

※1 携帯音楽プレーヤー、デジタルカメラ、シェーバー、電気歯ブラシ(いずれも充電式のもの)

※2 ※1の小型家電に使用されている小型二次電池

プレ調査回答の割付

○以下の区分について、人口構成比に比例するよう、プレ調査の回答を収集。

- ・ 性別: 男性、女性
- ・ 年齢: 20代、30代、40代、50代、60代
- ・ 地域: 北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の8地域

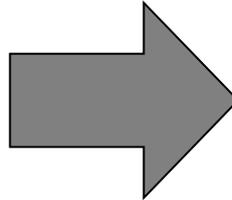
消費者アンケートについて(概要)

調査方法

○プレ調査の対象者40,000人のうち、「過去3年間に対象製品を廃棄したことがある」と回答した人の中から、更に2,967人を本調査の対象として抽出

プレ調査 40,000人

- ・インターネットアンケートによるモニター回答(回答率100%)
- ・過去3年間に廃棄経験があると回答した人の中から本調査対象を抽出



本調査 2,967人

家電4品目廃棄経験者	2,429人
パソコン廃棄経験者	1,071人
携帯電話等廃棄経験者	829人
小型家電廃棄経験者	579人

※複数製品を廃棄した人はそれぞれの品目について回答

調査内容

プレ調査

- ・対象製品廃棄経験(過去3年間)
- ・回収・リサイクル制度の認知度

本調査

- ・廃棄先・廃棄先決定理由
- ・希望廃棄先・希望廃棄先決定理由
- ・退蔵理由 等

消費者アンケートについて(結果の概要)

品目	制度の認知度※3	主な廃棄先とその割合	退蔵している人の割合とその理由※4	適正に廃棄されない理由
家電 4品目	【84.7%】 ◎70.4% ○14.3% △9.5% ×5.8%	・小売店等(79.2%) ・不用品回収業者(9.9%) ・無料回収場所(3.6%)	—	・料金が高いと感じる人が存在 ・不用品回収業者等の存在
パソコン	【21.6%】 ◎9.1% ○12.5% △23.4% ×55.0%	・ゆうパック(22.1%) ・小売店(35.9%) ・不用品回収業者(21.5%) ・無料回収場所(8.7%)	【46.7%】 ・手続が面倒(39.0%) ・個人情報(35.9%) ・きっかけがない(31.0%)	・制度の不知 ・不用品回収業者等の存在 ・退蔵 (手続が面倒、個人情報、きっかけがない)
携帯電話	【60.4%】 ◎41.1% ○19.3% △20.0% ×19.5%	・MRN等(94.9%) ・自治体(2.3%)	【63.9%】 ・保存データ(41.6%) ・きっかけがない(31.5%) ・個人情報(30.0%)	・退蔵 (保存データ、きっかけがない、個人情報)
小型家電 ※1	—	・自治体(53.7%) ・小売店(23.0%) ・不用品回収等(17.4%)	【39.0%】 ・きっかけがない(49.5%) ・手続が面倒(36.5%) ・予備として保管(21.1%)	・不用品回収業者等の存在 ・退蔵(きっかけがない、手続が面倒)
小型 二次電池 ※2	【52.8%】 ◎28.6% ○24.2% △18.8% ×28.4%	・回収ボックス等(35.8%) ・小型家電ごと廃棄(33.9%) ・自治体(20.2%)	—	・制度の不知 ・小型家電と一緒に廃棄されてしまう

※1:携帯音楽プレーヤー、デジタルカメラ、シェーバー、電気歯ブラシ(いずれも充電式のもの)

※2: ※1の小型家電に使用されている小型二次電池

※3: プレ調査40,000人からの回答。【◎:全て知っている。○:ある程度知っている(費用、場所等)。△:具体的には分からないがなんとなく知っている。×:全く知らない。】

※3: 退蔵している割合は本調査対象の2,967人のうちの割合。退蔵理由の割合については、退蔵していない人を除いたときの割合。

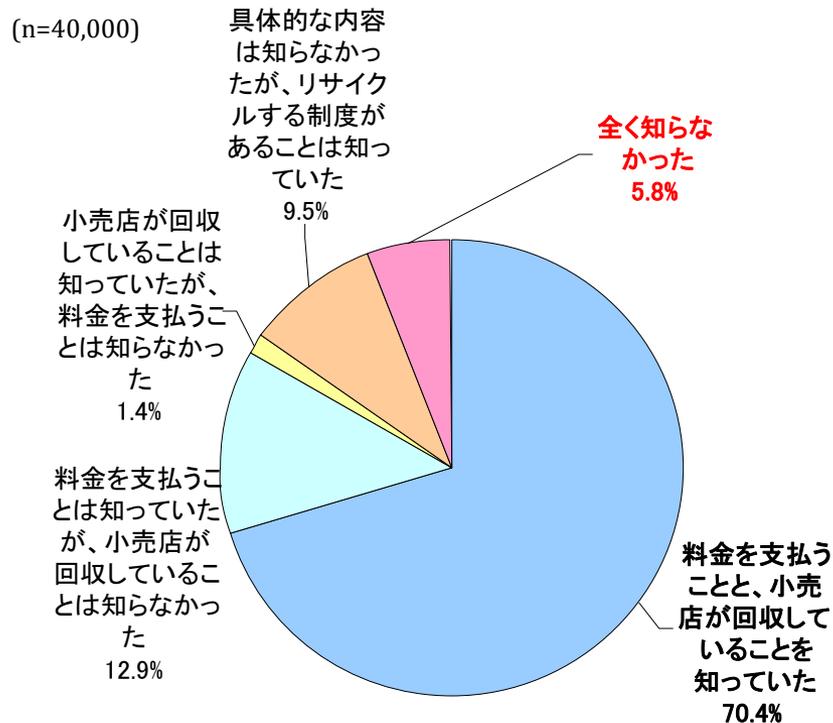
家電4品目に関する消費者アンケート結果(1)

○家電リサイクル法の認知度はプレ調査で84.7%。全く知らない人は5.8%。

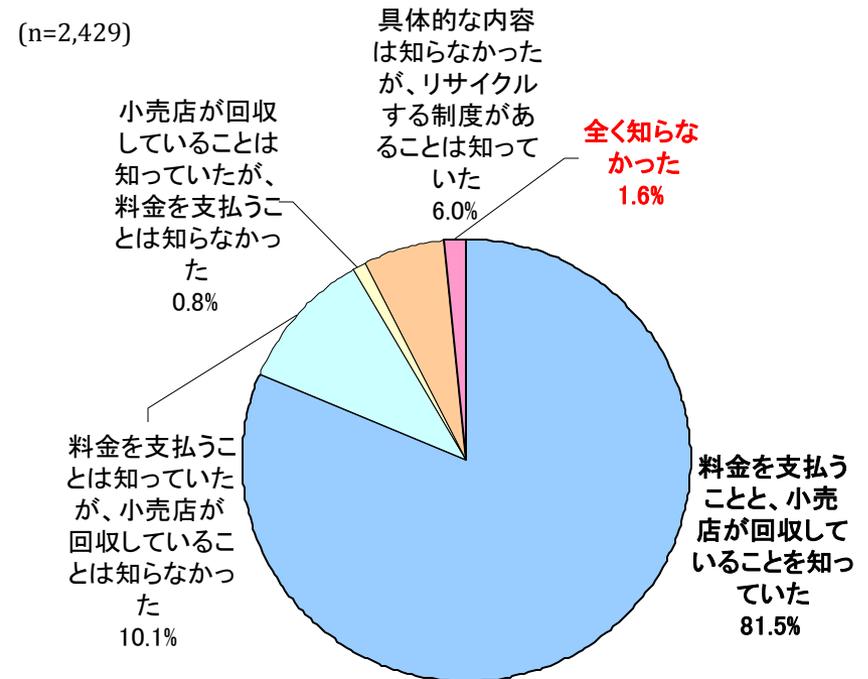
○家電4品目廃棄経験者2,429人の認知度は92.4%。全く知らない人は1.6%。

→家電リサイクル法の認知度は他の制度に比べて高い。

認知度(プレ調査40,000人)



認知度(廃棄経験者)



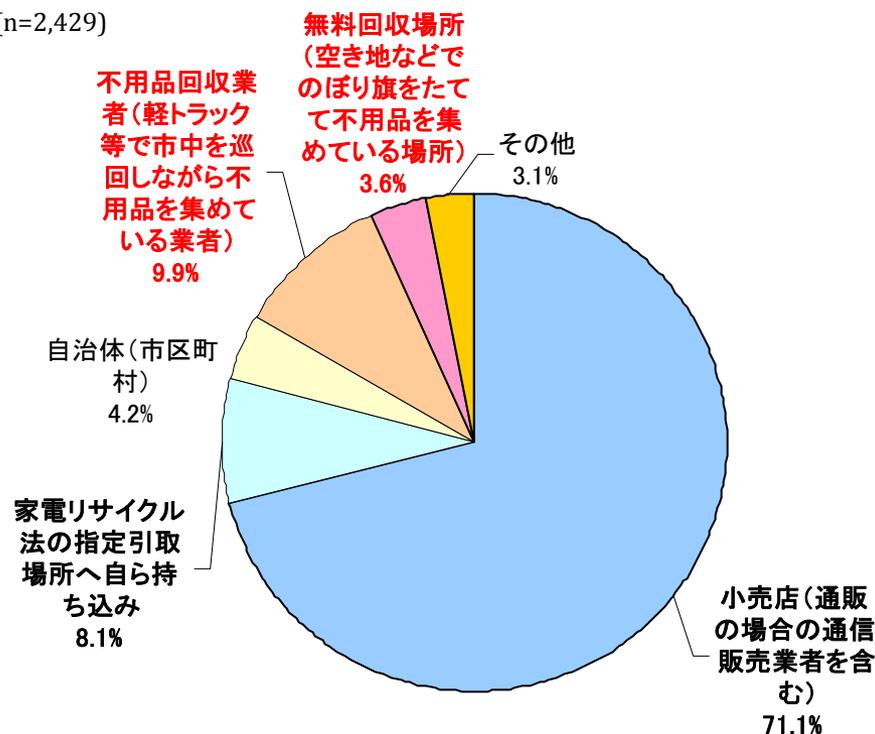
家電4品目に関する消費者アンケート結果(2)

○廃棄経験者2,429人の79.2%は制度上の廃棄先(小売店、指定引取場所)を選択しているが、13.5%は不用品回収業者等を選択。

○廃棄先選択理由は、「買換えの際の案内」(51.3%)、「手続等が簡単」(48.7%)、「家まで取りに来てくれる、または近い」(34.0%)の順。

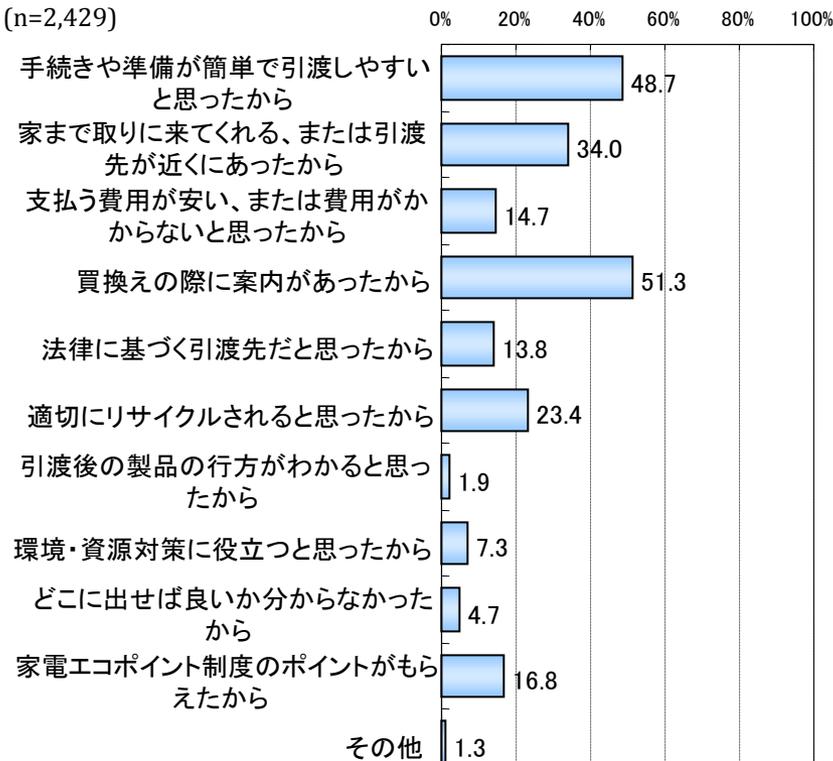
廃棄先

(n=2,429)



廃棄先選択理由

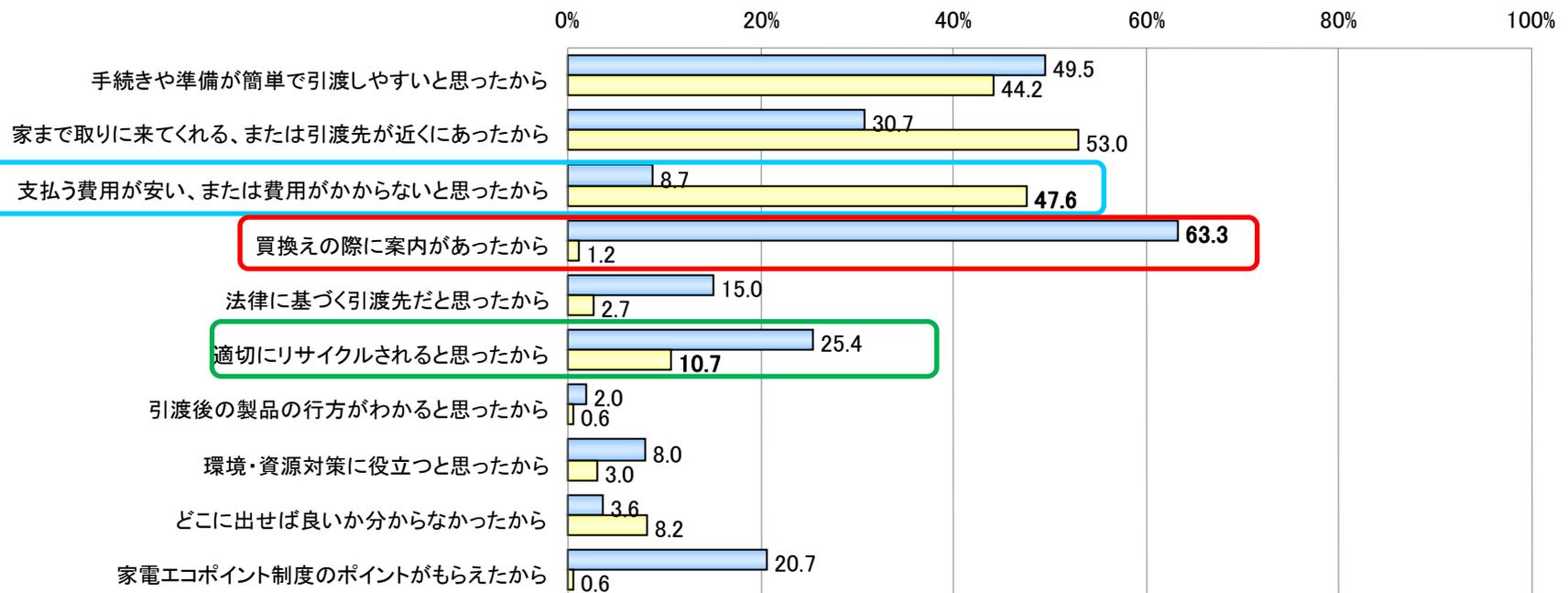
(n=2,429)



家電4品目に関する消費者アンケート結果(3)

- 不用品回収業者等に廃棄した理由として「支払う費用が安い、またはかからない」ことを選択した人の割合は、制度上の廃棄先(小売店、指定引取場所)に廃棄した理由として同選択肢を選択した人の割合に比べ約5倍。
- 制度上の廃棄先(小売店、指定引取場所)を選択した理由で最も高いものは「買換えの際の案内」(63.3%)。
- 不用品回収業者等に出すことで「適切にリサイクルされる」と考えた人が10.7%存在。

廃棄先別の選択理由



□ 小売店・指定引取場所(n=1,922) □ 不用品回収業者・無料回収場所(n=328)

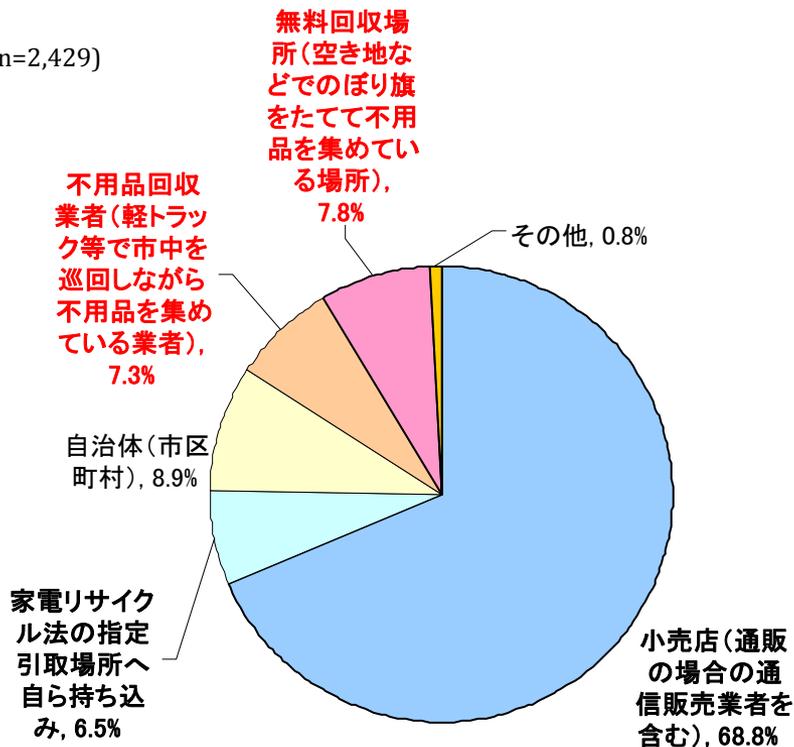
家電4品目に関する消費者アンケート結果(4)

○廃棄経験者2,429人が希望する廃棄先は、制度上の廃棄先(小売店、指定引取場所)が74.3%、不用品回収業者等は15.1%。

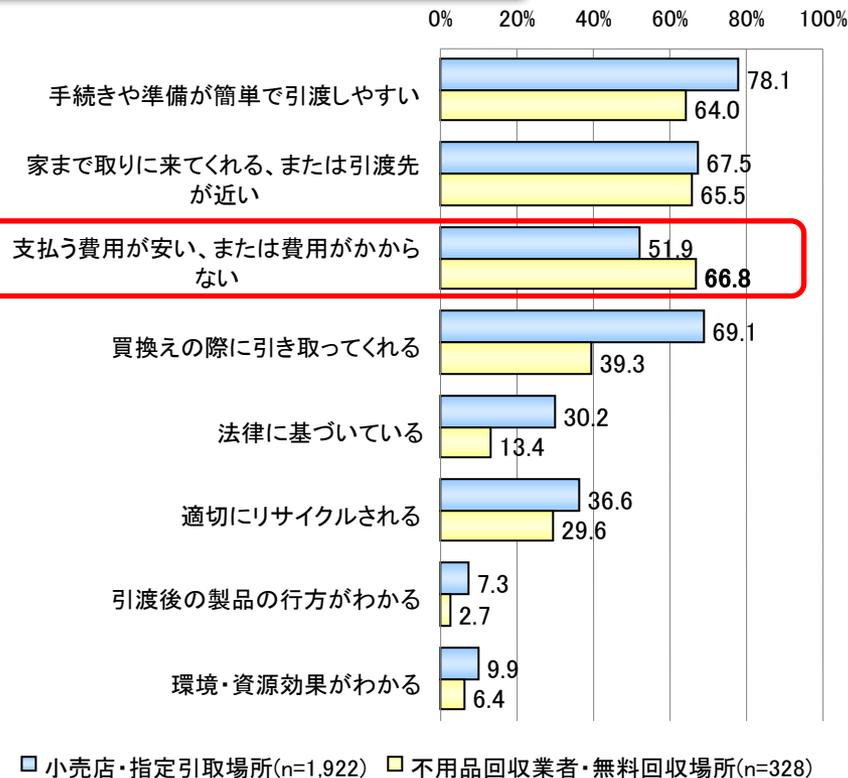
○参加・協力しやすいと考える条件は、制度上の廃棄先(小売店、指定引取場所)では「手続きが簡単」(78.1%)、「買換えの際に引き取ってくれる」(69.1%)、「家まで取りに来てくれる、または近い」(67.5%)の順だが、不用品回収業者等では「支払う費用が安い、かからない」が最も高い(66.8%)。

希望廃棄先

(n=2,429)



廃棄先別の参加・協力しやすい条件



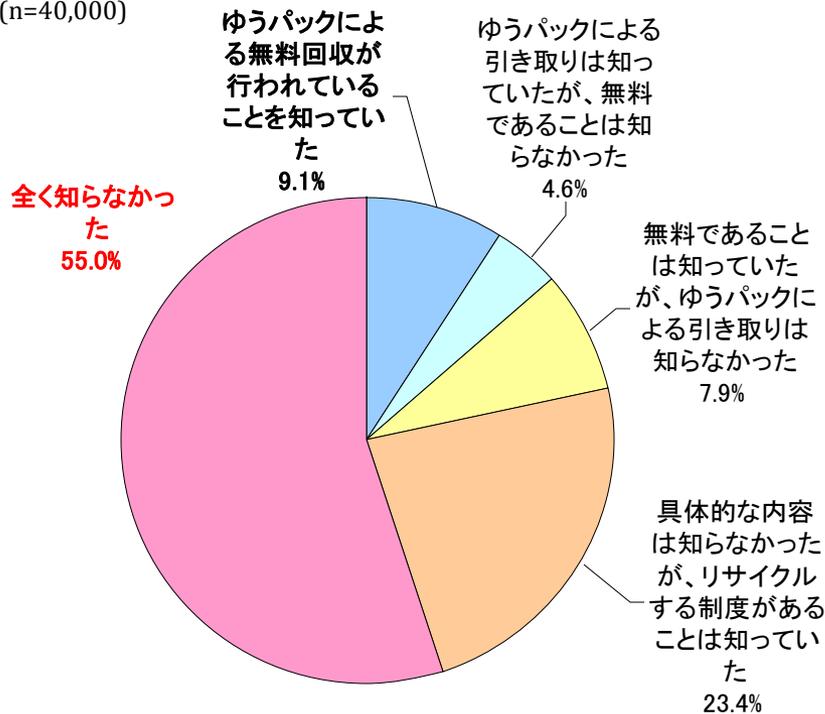
パソコンに関する消費者アンケート結果(1)

- パソコンリサイクル制度の認知度はプレ調査で21.6%。全く知らない人は55.0%。
- パソコン廃棄経験者1,071人の認知度は35.9%、全く知らない人は37.2%。
- パソコンリサイクル制度の認知度は、他の制度に比べて低い。

認知度(プレ調査40,000人)

※PCリサイクルマークが付いているパソコンの廃棄の場合

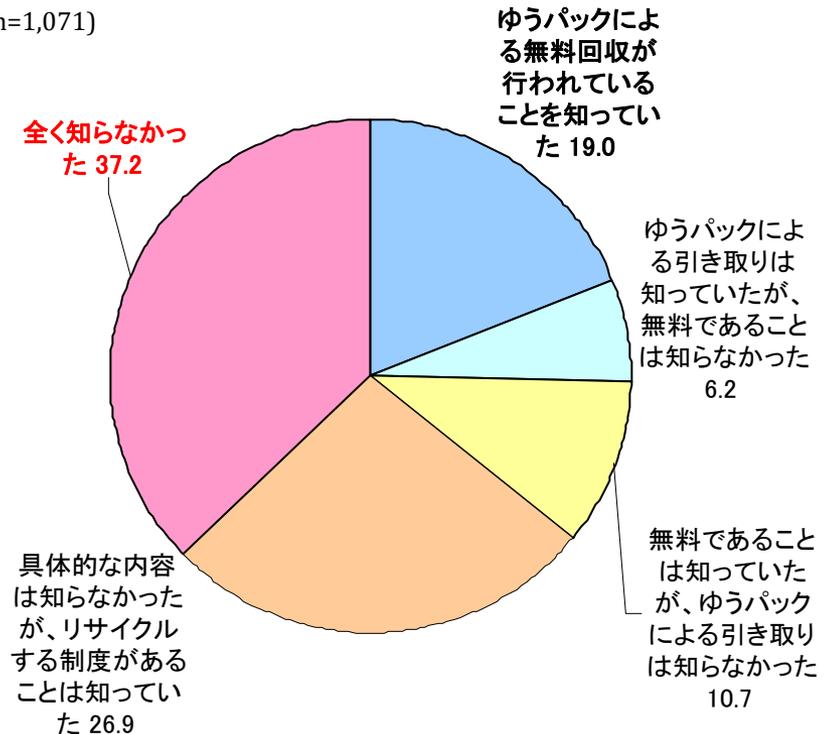
(n=40,000)



認知度(廃棄経験者)

※PCリサイクルマークが付いているパソコンの廃棄の場合

(n=1,071)



パソコンに関する消費者アンケート結果(2)

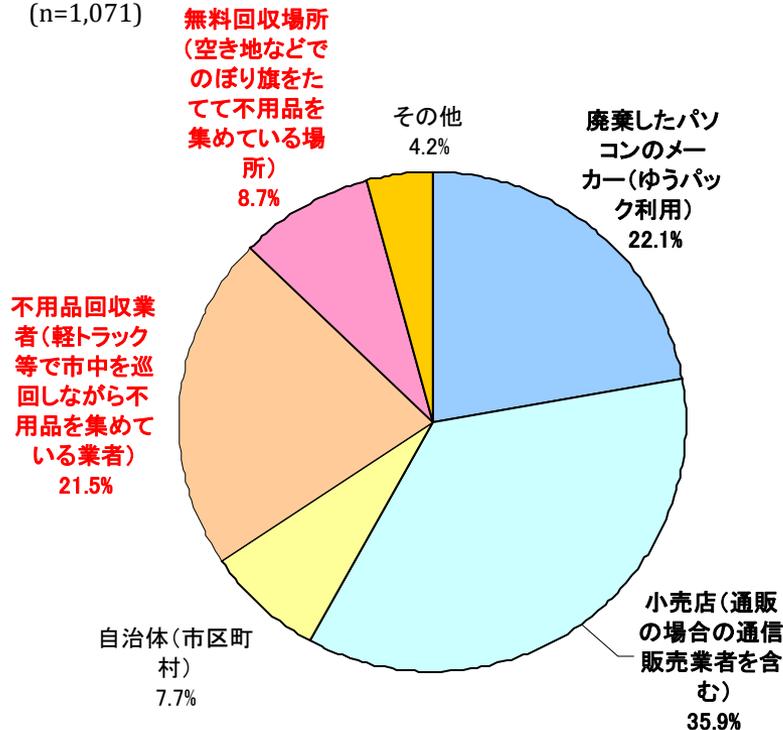
○廃棄経験者1,071人の22.1%がパソコンメーカーへ引き渡しているが、不用品回収業者等は30.2%。小売店が35.9%で最も多い。

○パソコンリサイクル制度を知っている人は59.3%がメーカーに廃棄。制度を知らない人は8.0%がメーカーに廃棄。

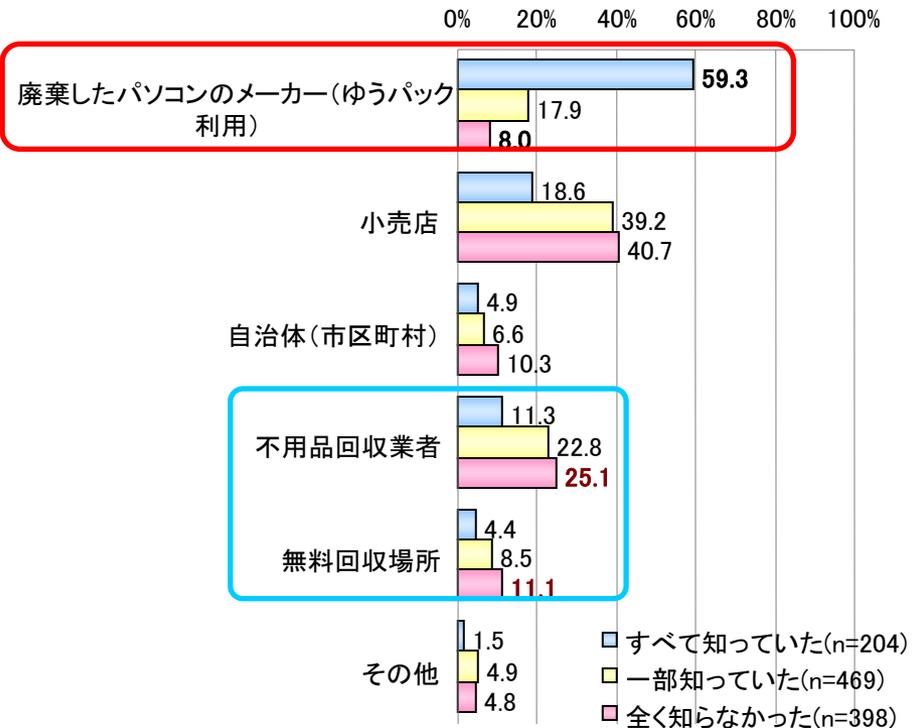
○制度を知らない人は制度を知っている人に比べ、不用品回収業者等に廃棄する傾向にある。

廃棄先

(n=1,071)



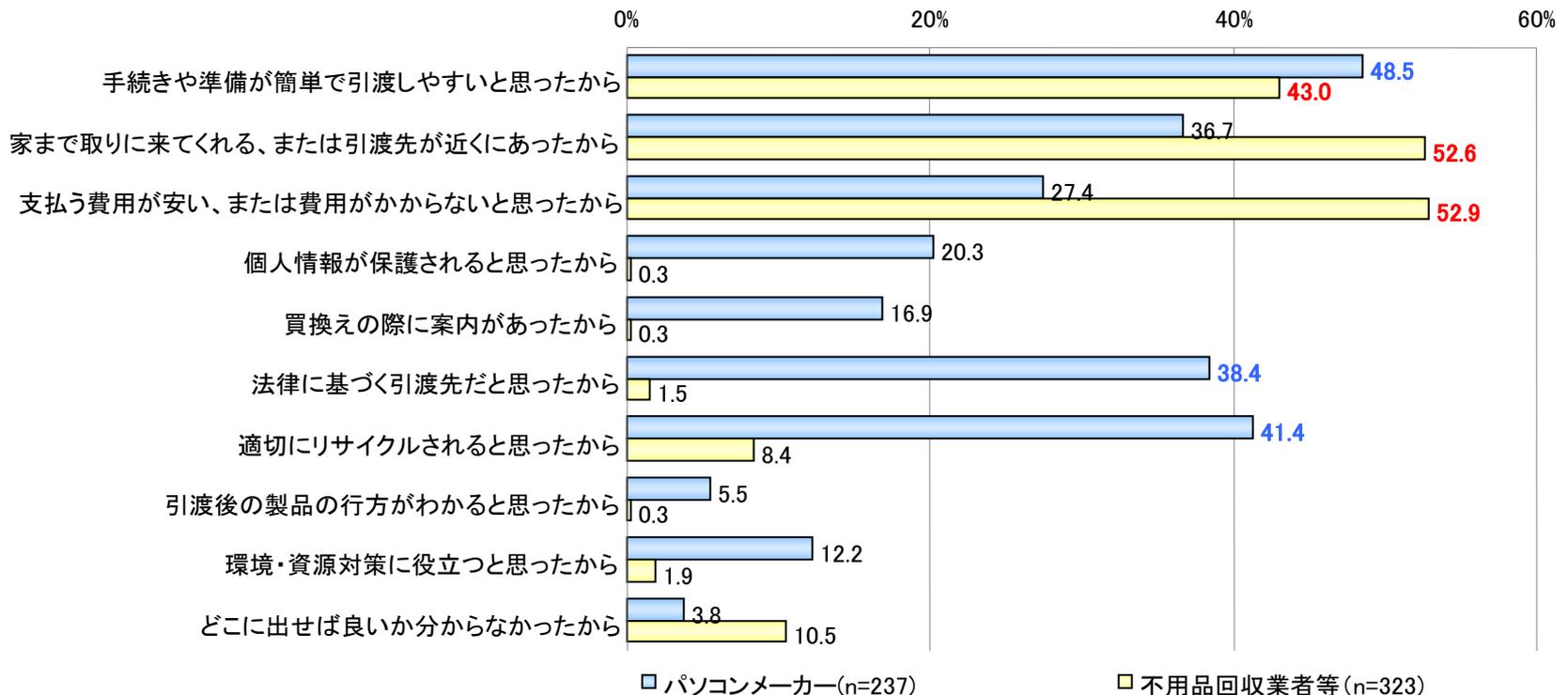
認知度別の廃棄先



パソコンに関する消費者アンケート結果(3)

- パソコンメーカーに廃棄した理由は「**手続等が簡単**」(48.5%)、「**適切にリサイクルされる**」(41.4%)、「**法律に基づく引渡先**」(38.4%)の順。
- 不用品回収業者等に廃棄した理由は「**支払う費用が安い、またはかからない**」(52.9%)、「**家まで取りに来てくれる、または近い**」(52.6%)、「**手続等が簡単**」(43.0%)の順。
- 不用品回収業者等に出すことによって、「**適切にリサイクルされる**」と思っている人が8.4%存在。

廃棄先選択理由

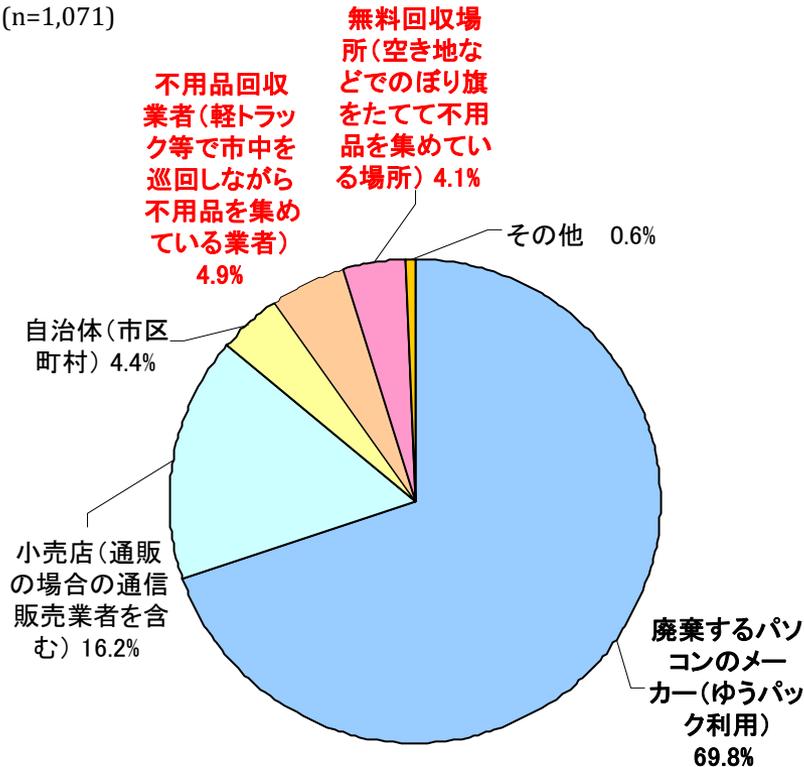


パソコンに関する消費者アンケート結果(4)

- 廃棄経験者1,071人の69.8%がパソコンメーカーへの引渡しを希望。
- 廃棄経験者の参加・協力しやすい条件は、「手続きが簡単」(77.8%)、「支払う費用が安い、またはかからない」(67.0%)、「家まで取りに来てくれる、または近い」(65.3%)の順。

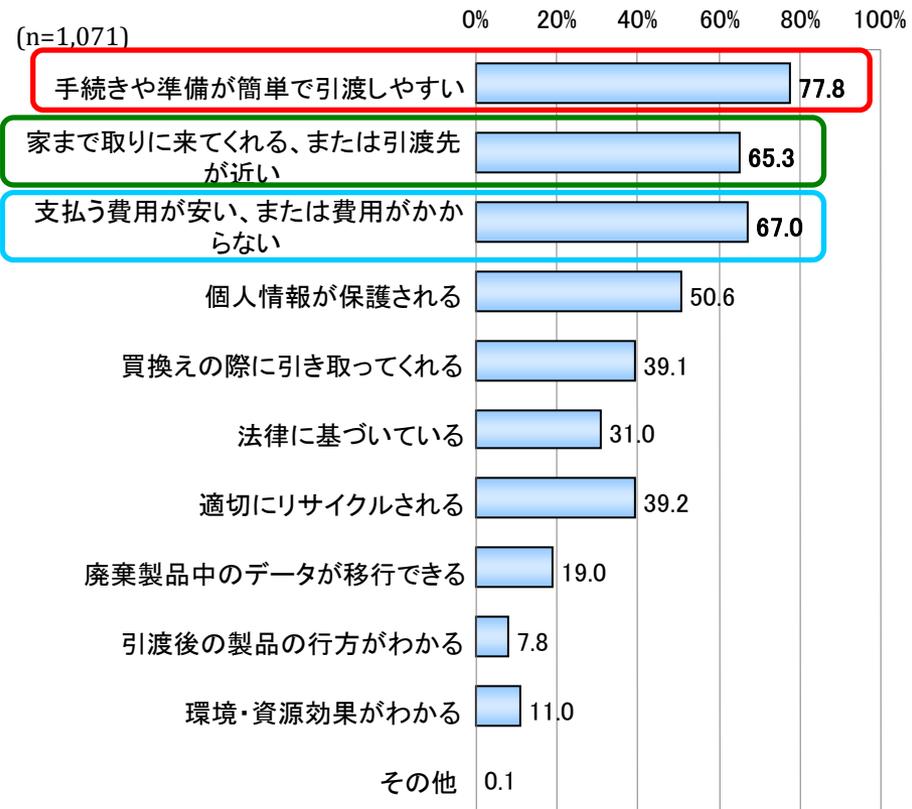
希望廃棄先

(n=1,071)



参加・協力しやすい条件

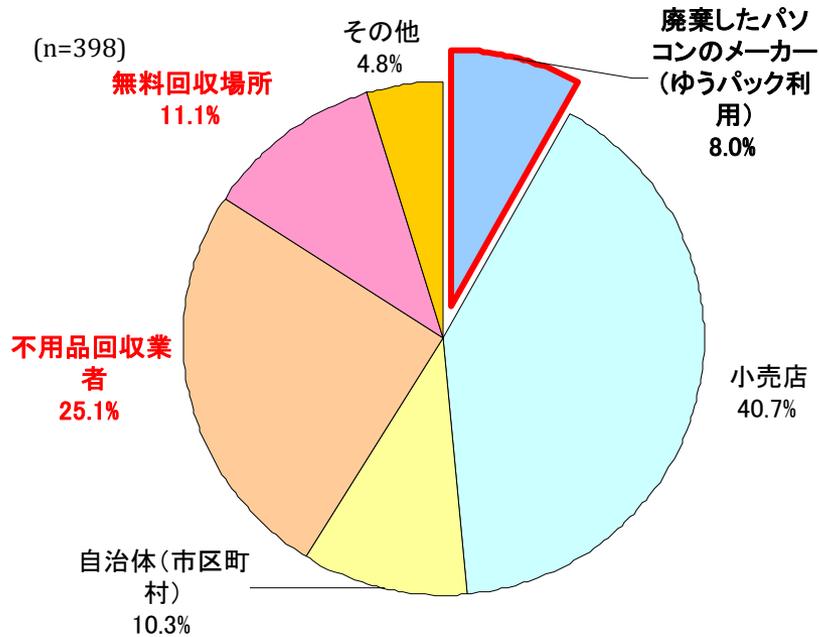
(n=1,071)



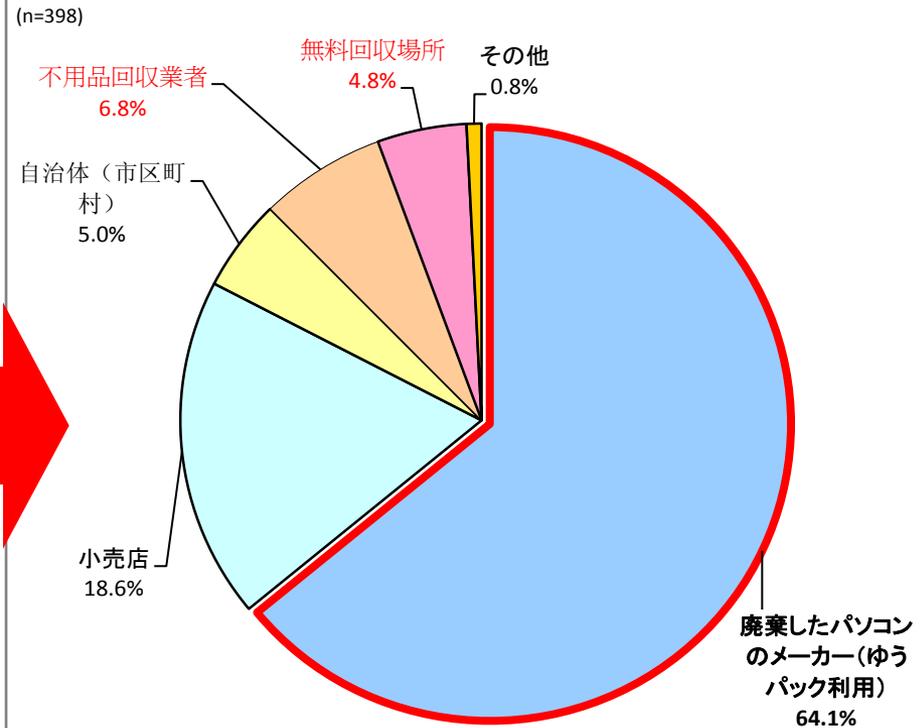
パソコンに関する消費者アンケート結果(5)

○パソコンリサイクル制度を知らない人の実際の廃棄先は、パソコンメーカーが8.0%だったが、PCリサイクルマークが貼付されたパソコンは排出時に無料で回収されることを理解すると、希望廃棄先はパソコンメーカーが64.1%まで増加。

制度を知らない人の廃棄先



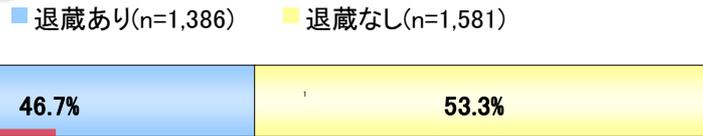
制度を知らない人の希望廃棄先



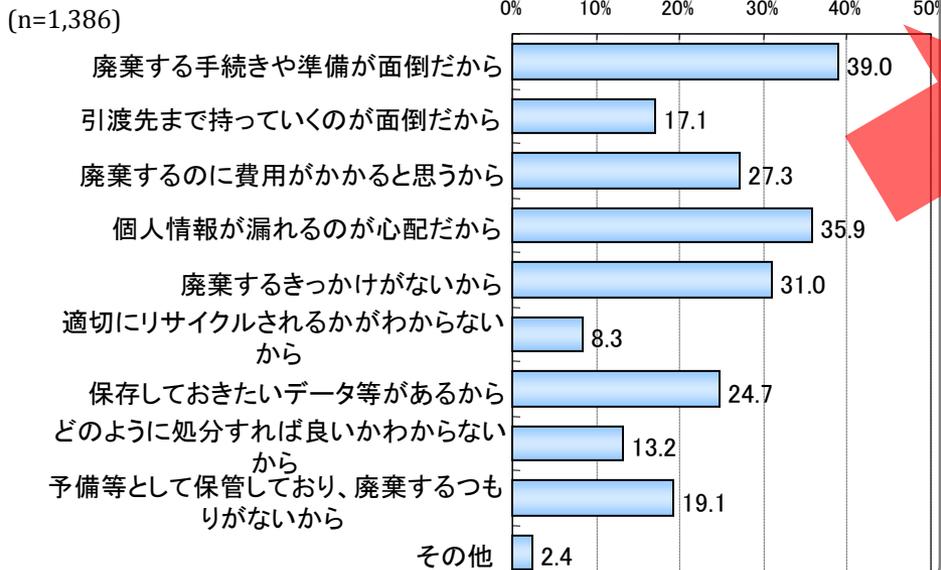
パソコンに関する消費者アンケート結果(6)

- 本調査2,967人中1,386人(46.7%)がパソコンを退蔵している。
- 退蔵理由は、「手続等が面倒」(39.0%)、「個人情報漏洩を心配」(35.9%)、「きっかけがない」(31.0%)の順。
- 過去3年間パソコンを廃棄せず退蔵している人は、廃棄経験者に比べ、個人情報の漏洩を心配している割合が約1.5倍。

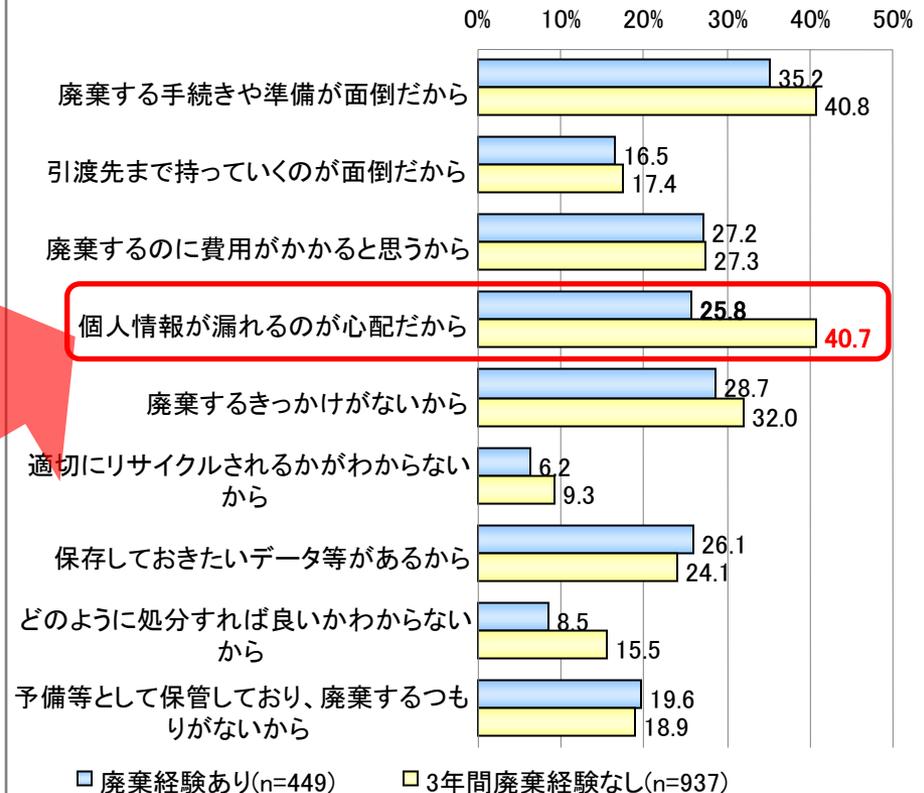
退蔵割合



退蔵理由



廃棄経験別の退蔵理由



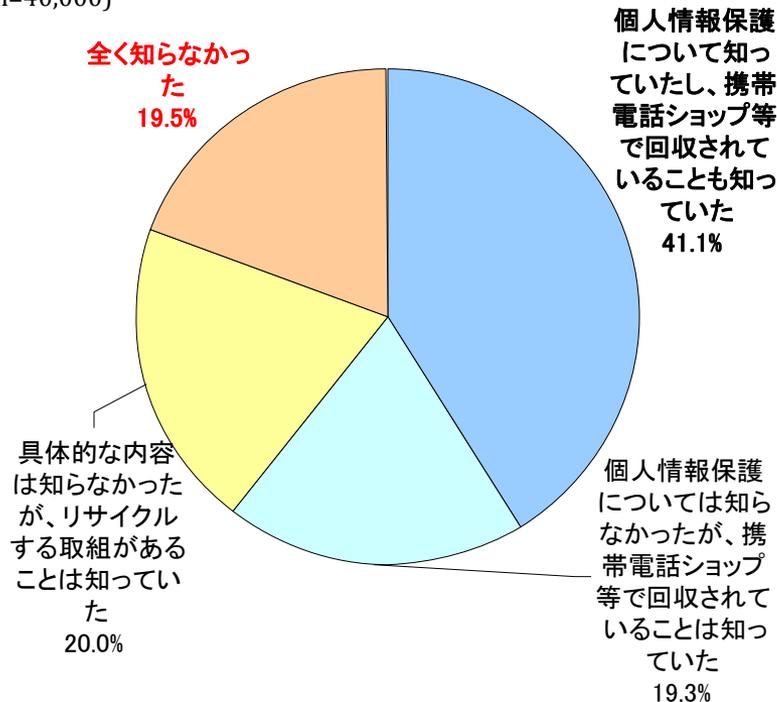
携帯電話に関する消費者アンケート結果(1)

○携帯電話ショップでの自主的取組の認知度はプレ調査で60.4%。全く知らない人は19.5%。

○携帯電話の廃棄経験者829人の認知度は74.6%。全く知らない人は10.0%。
→携帯電話の自主的取組の認知度は比較的高い。

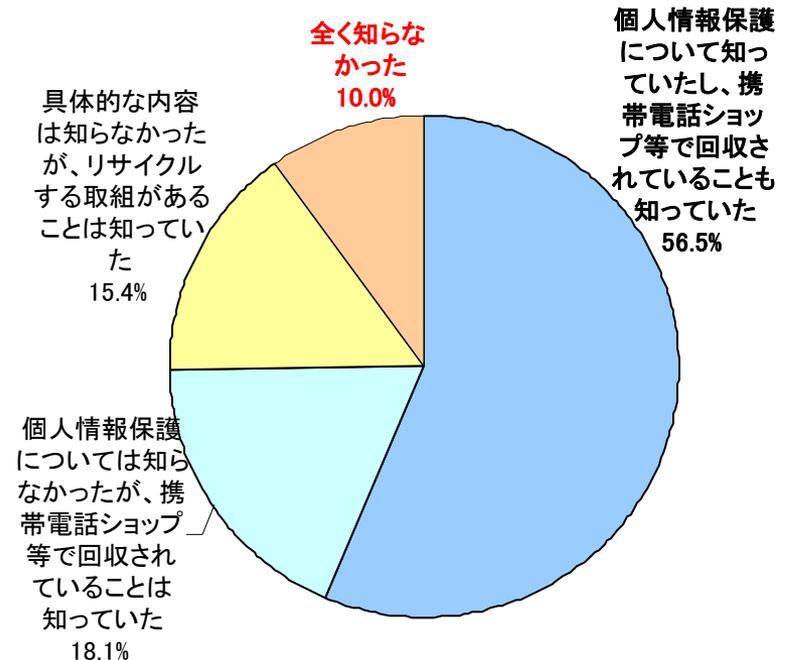
認知度(プレ調査40,000人)

(n=40,000)



認知度(廃棄経験者)

(n=829)

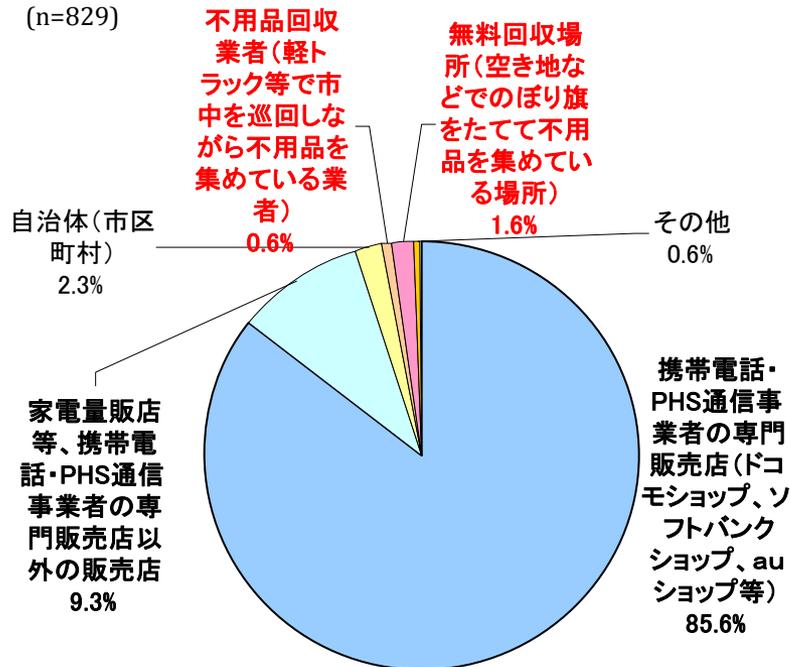


携帯電話に関する消費者アンケート結果(2)

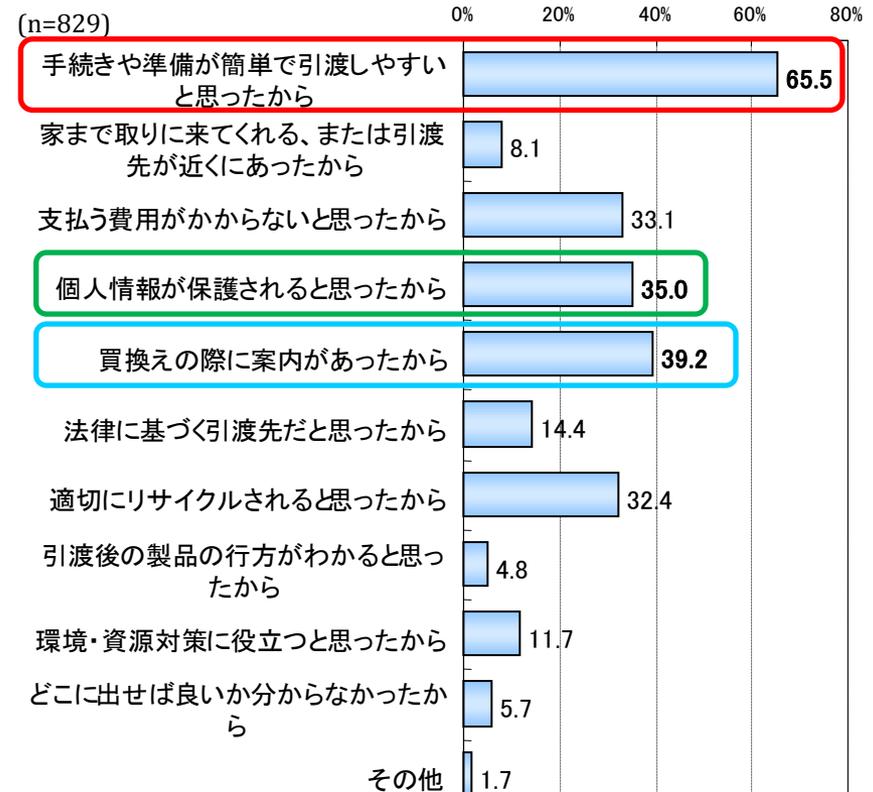
○廃棄経験者829人の廃棄先は85.6%が携帯電話ショップ(家電量販店等を含めると94.9%)。

○廃棄先選択理由は、「手続きが簡単」(65.5%)、「買換の際の案内」(39.2%)、「個人情報保護」(35.0%)の順。

廃棄先



廃棄先選択理由

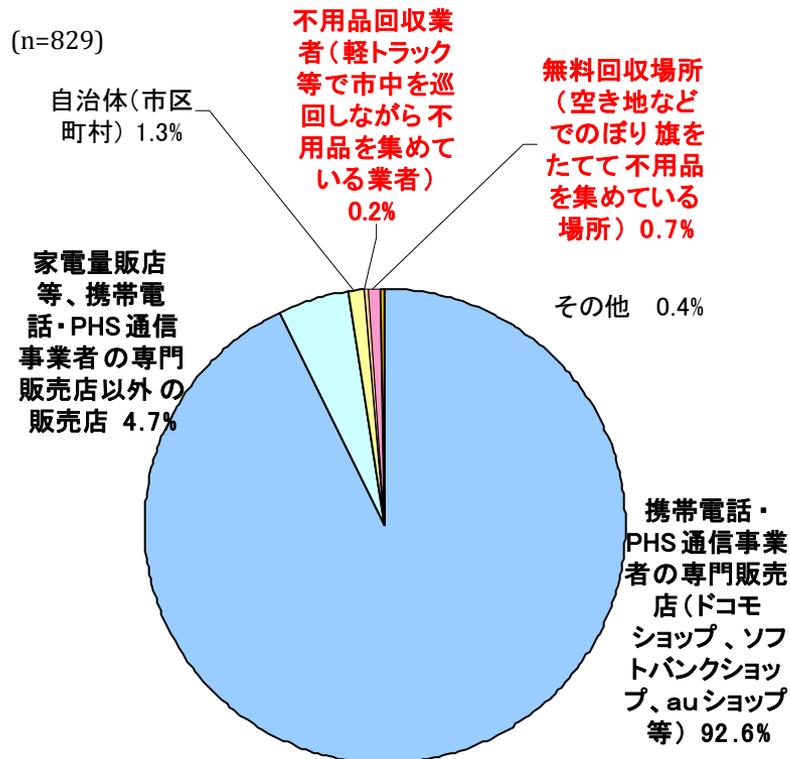


携帯電話に関する消費者アンケート結果(3)

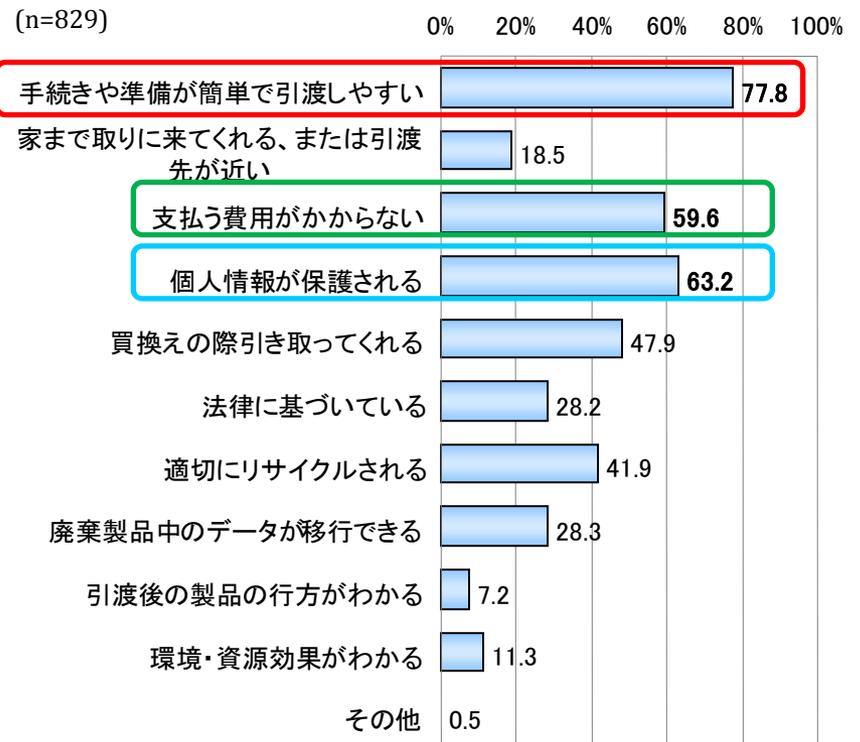
○廃棄経験者829人の希望廃棄先は92.6%が携帯電話ショップ(家電量販店等含めると97.3%)で、実際の廃棄先と同様の傾向。

○参加・協力しやすい条件は、「手続きが簡単」(77.8%)、「個人情報保護」(63.2%)、「支払う費用がかからない」(59.6%)の順。

希望廃棄先



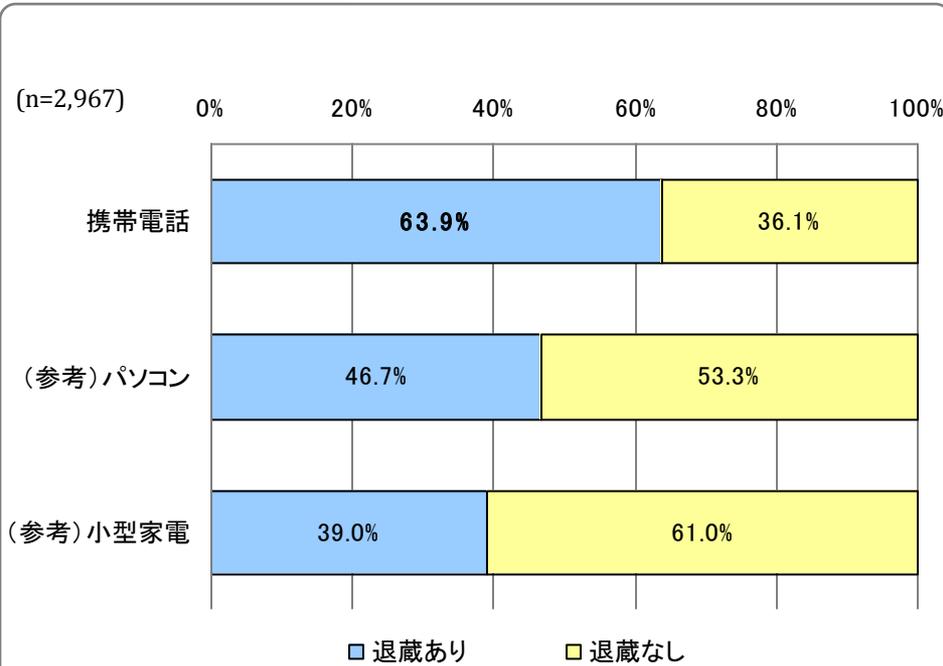
参加・協力しやすい条件



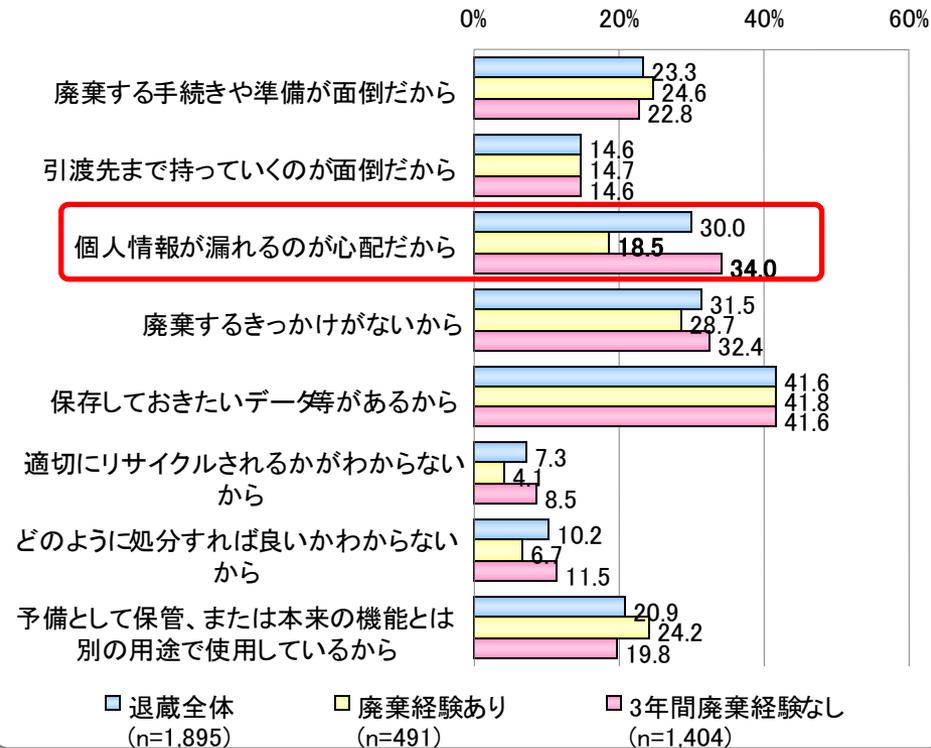
携帯電話に関する消費者アンケート結果(4)

- 本調査2,967人中1,895人(63.9%)が携帯電話を退蔵している。携帯電話の退蔵割合はパソコンや小型家電に比べて最も高い。
- 退蔵理由は、「保存しておきたいデータがある」(41.6%)、「きっかけがない」(31.5%)、「個人情報情報が漏れるのが心配」(30.0%)の順。
- 過去3年間携帯電話を廃棄せず退蔵している人は、廃棄経験者に比べ、個人情報の漏洩を心配している割合が倍近く高い。

退蔵割合



退蔵理由



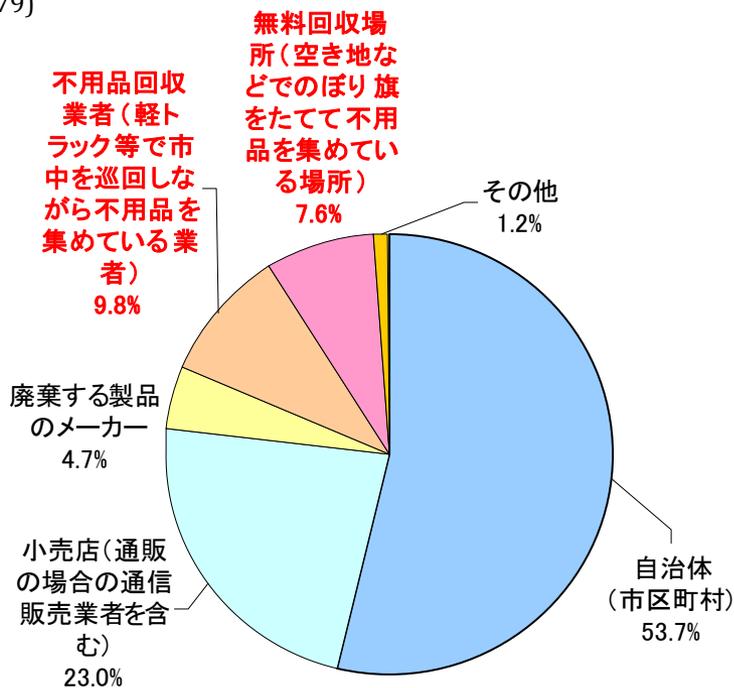
小型家電に関する消費者アンケート結果(1)

○小型家電廃棄経験者約579人の廃棄先は自治体が53.7%、小売店が23.0%、不用品回収業者等が17.4%。

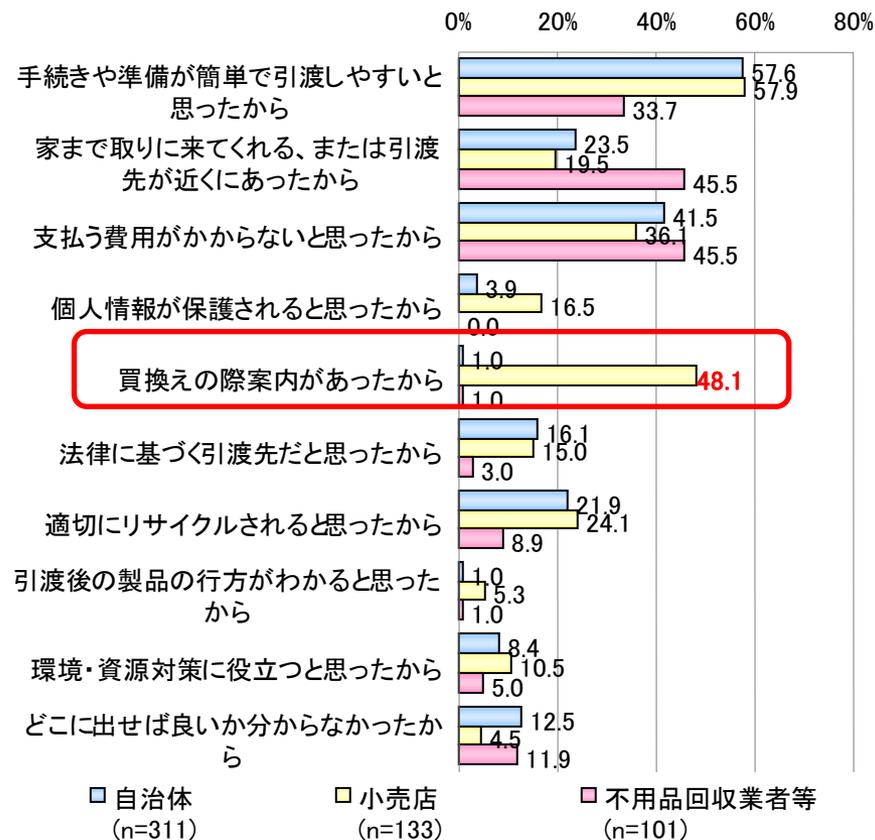
○小売店に引き渡した人の廃棄先選択理由は、「買換えの際に案内があったから」とする人が48.1%。

廃棄先

(n=579)



廃棄先別の選択理由

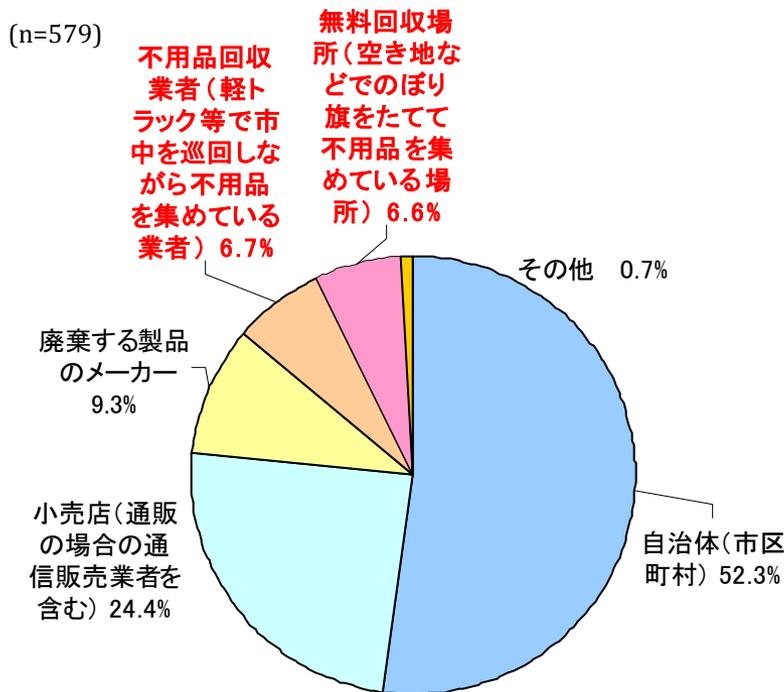


小型家電に関する消費者アンケート結果(2)

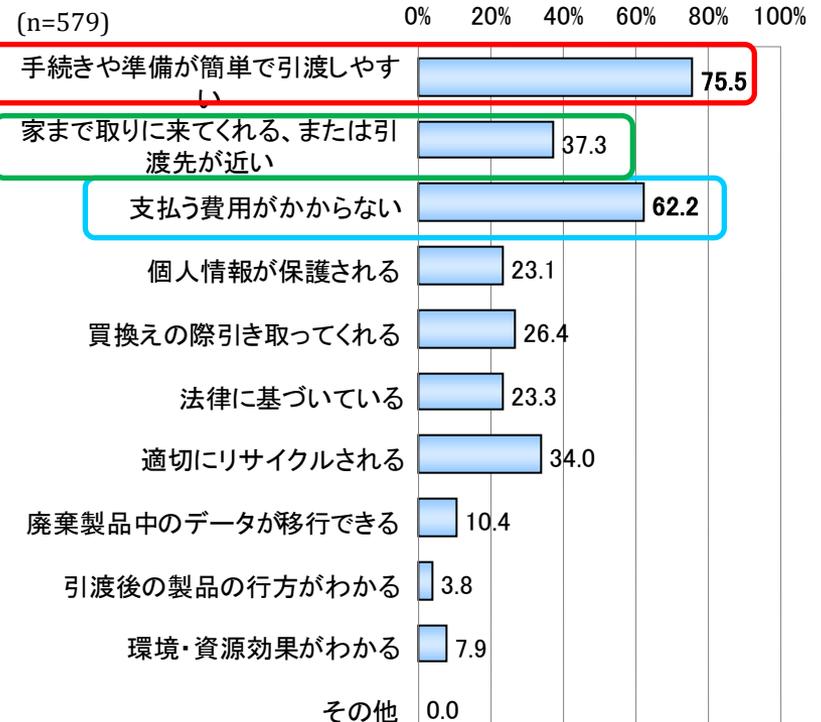
○小型家電廃棄経験者579人の希望廃棄先は自治体が52.3%、小売店が24.4%、不用品回収業者等が13.3%で、実際の廃棄先と同じ傾向。

○参加・協力しやすい条件は、「手続きが簡単」(75.5%)、「費用がかからない」(62.2%)、「家まで取りに来てくれる、または近い」(37.3%)の順。

希望廃棄先



参加・協力しやすい条件

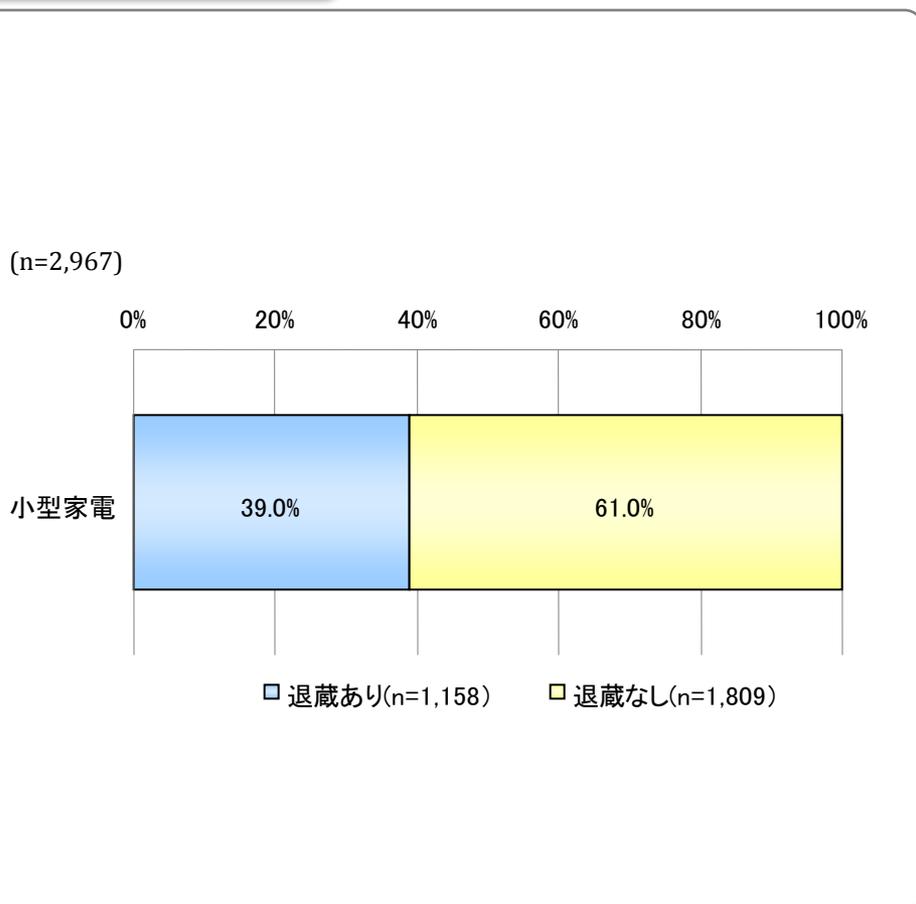


小型家電に関する消費者アンケート結果(3)

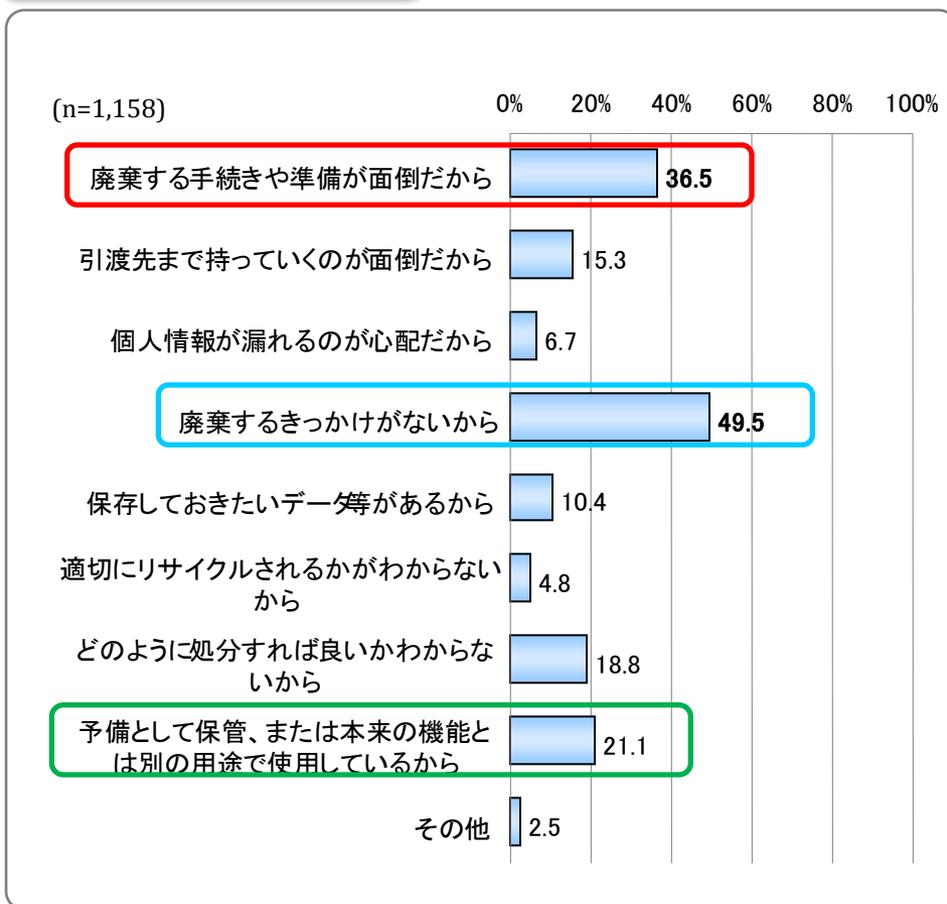
○本調査2,967人中1,158人(39.0%)が小型家電を退蔵。

○退蔵理由は、「きっかけがない」(49.5%)、「手続等が面倒」(36.5%)、「予備として保管」(21.1%)の順。

退蔵の割合



退蔵理由

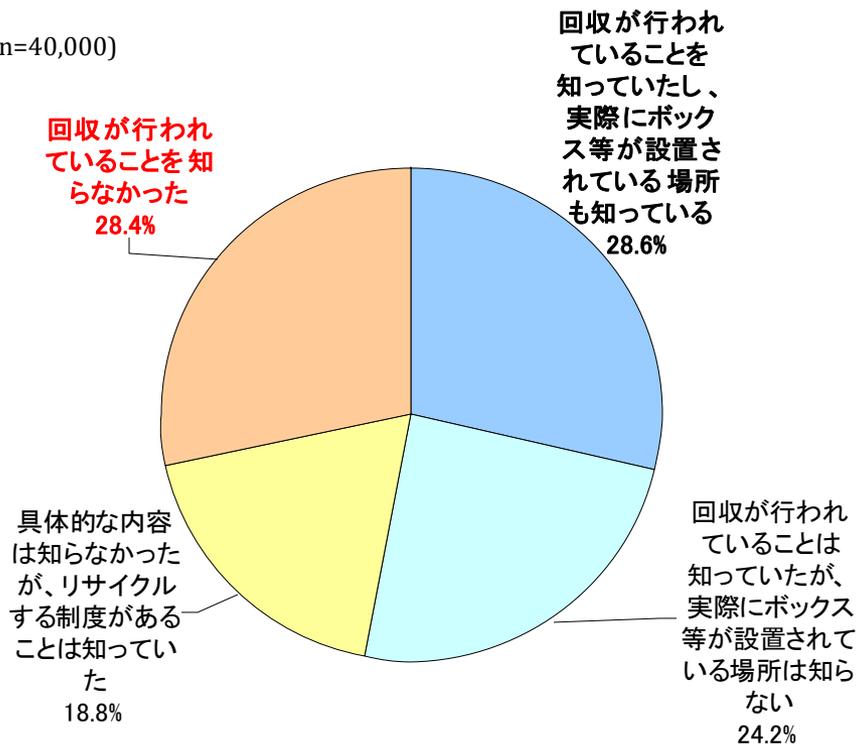


小型二次電池に関する消費者アンケート結果(1)

- 小型二次電池の回収制度の認知度はプレ調査で52.8%。知らない人が28.4%。
- 小型家電廃棄経験者の579人の認知度は63.7%。知らない人が20.0%。
- 小型二次電池の回収制度の認知度は比較的低い。

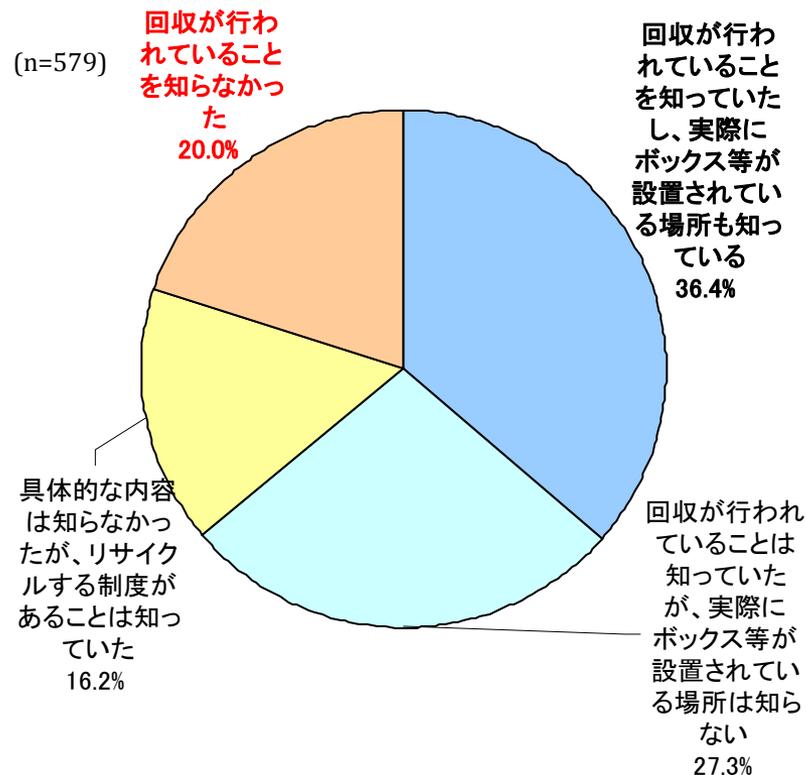
認知度(プレ調査40,000人)

(n=40,000)



認知度(廃棄経験者)

(n=579)



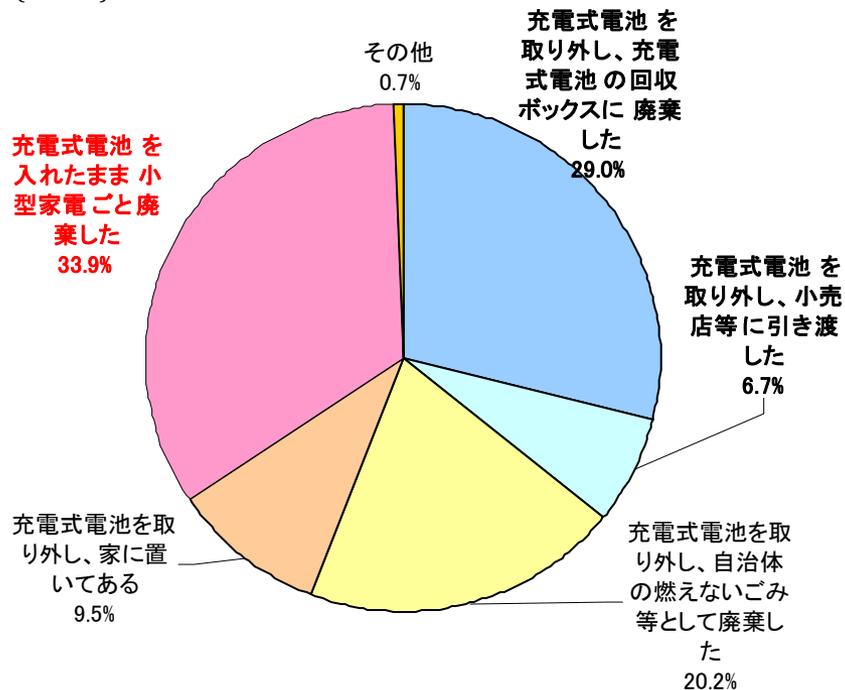
小型二次電池に関する消費者アンケート結果(2)

○小型二次電池を回収ボックスや小売店等に廃棄した人が35.7%、電池ごと小型家電を廃棄した人が33.9%。

○制度の認知度が高いほど回収ボックスに廃棄、低いほど製品ごと廃棄する傾向。

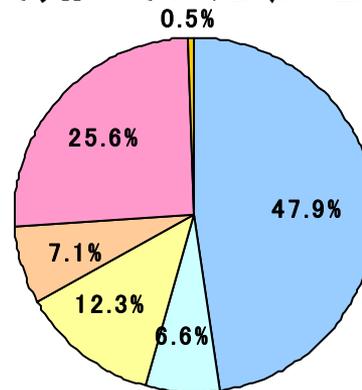
廃棄先

(n=579)

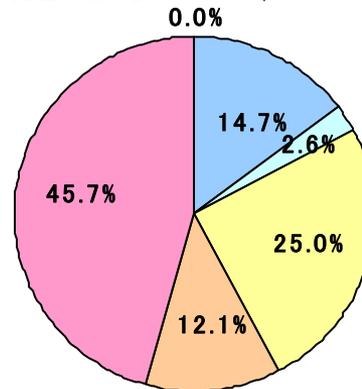


認知度別廃棄先

すべて知っていた (n=211)



全く知らなかった (n=116)



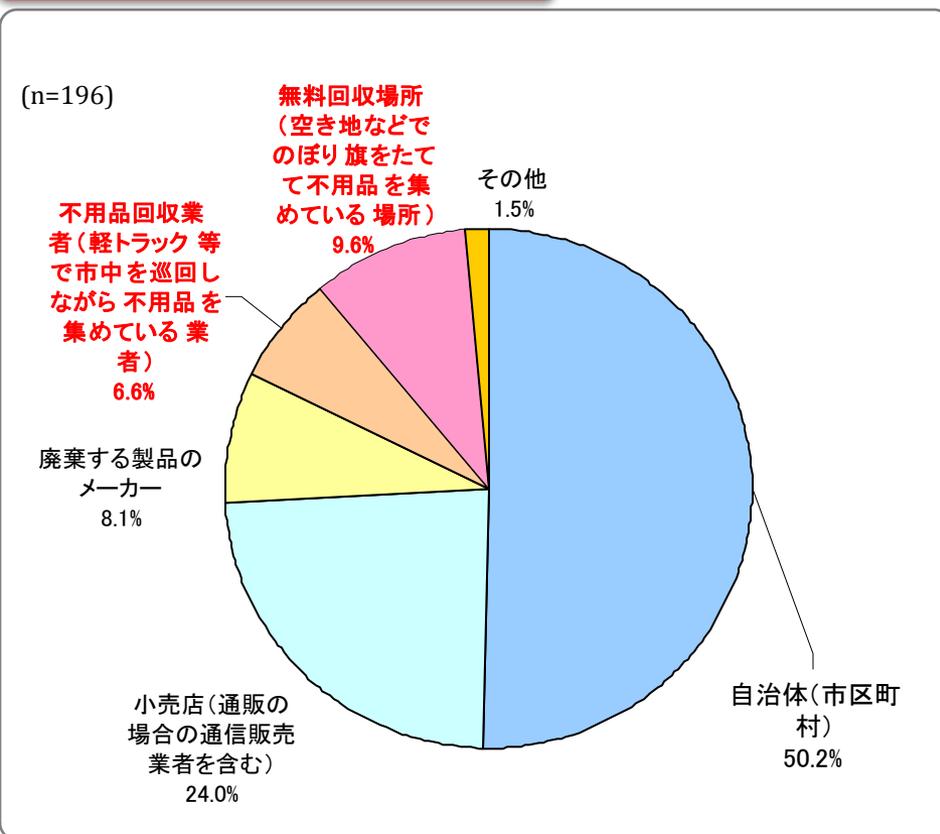
- 充電式電池を取り外し、充電式電池の回収ボックスに廃棄した
- 充電式電池を取り外し、小売店等に引き渡した
- 充電式電池を取り外し、自治体の燃えないごみ等として廃棄した
- 充電式電池を取り外し、家に置いてある
- 充電式電池を入れたまま小型家電ごと廃棄した
- その他

小型二次電池に関する消費者アンケート結果(3)

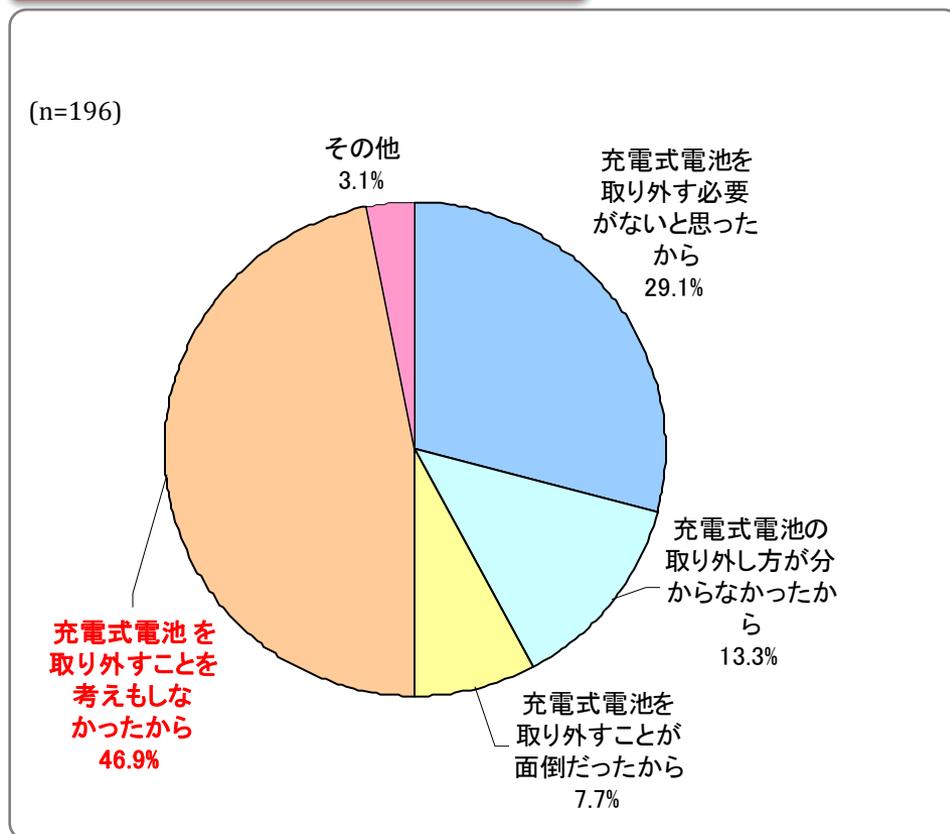
○小型二次電池ごと小型家電を廃棄した人の廃棄先は自治体(50.2%)、小売店(24.0%)、不用品回収業者等(16.2%)。

○小型二次電池ごと小型家電を廃棄した理由は、「考えもしなかった」が46.9%、「外す必要がないと思った」が29.1%。

小型家電ごと廃棄した人の廃棄先



小型二次電池を外さなかった理由

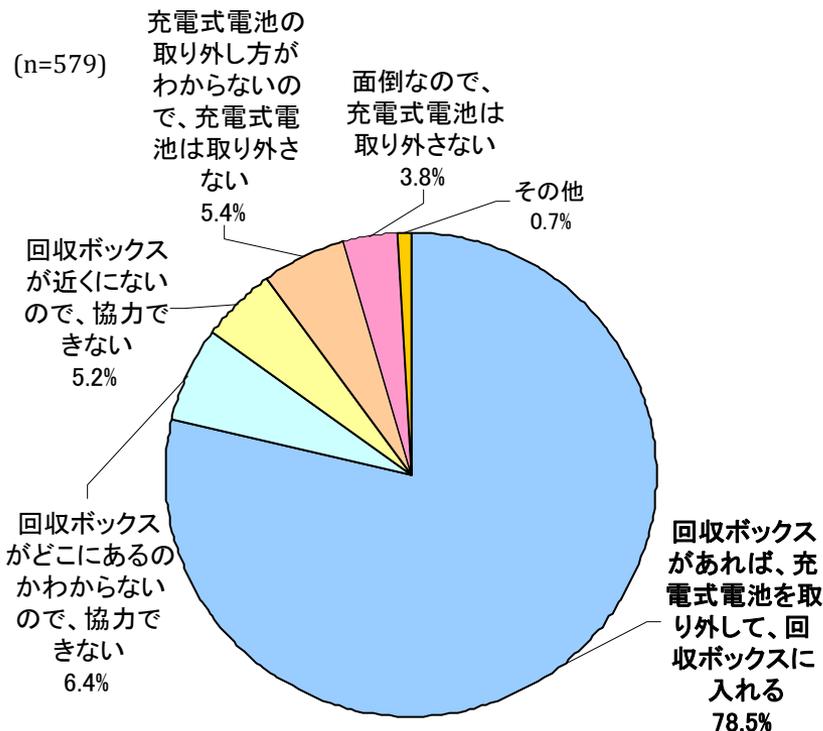


小型二次電池に関する消費者アンケート結果(4)

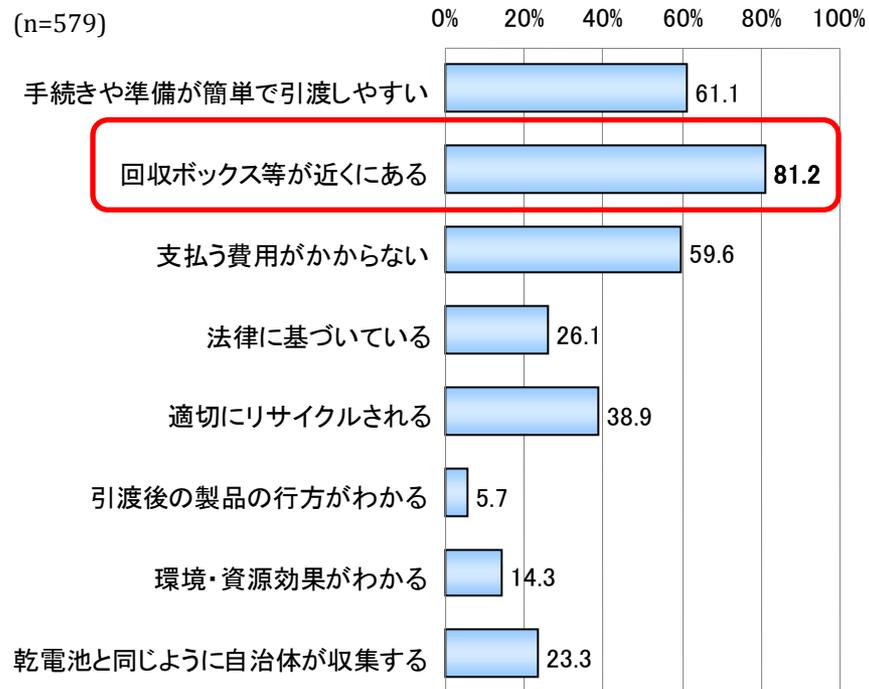
○廃棄経験者の78.5%の人が回収制度への協力意向を示した。

○参加・協力しやすい条件については「回収ボックス等が近くにあること」(81.2%)、「手続き等が簡単」(61.1%)、「支払う費用がかからない」(59.6%)の順。

制度の協力意向



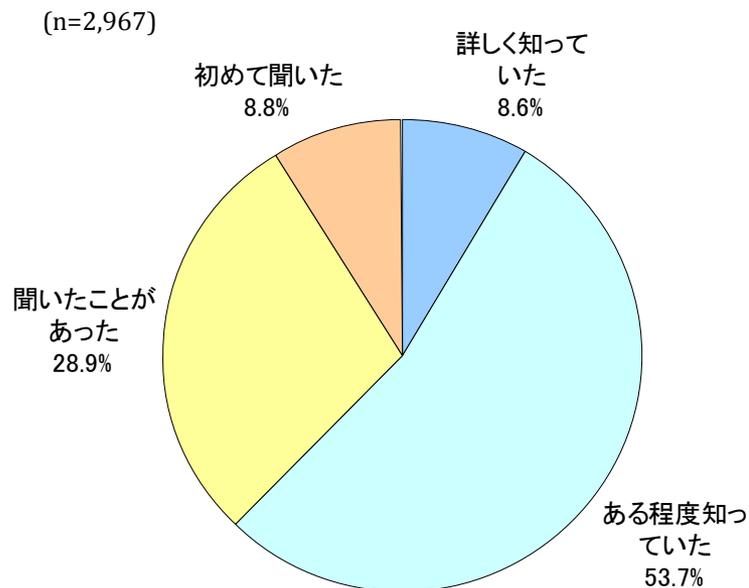
参加・協力しやすい条件



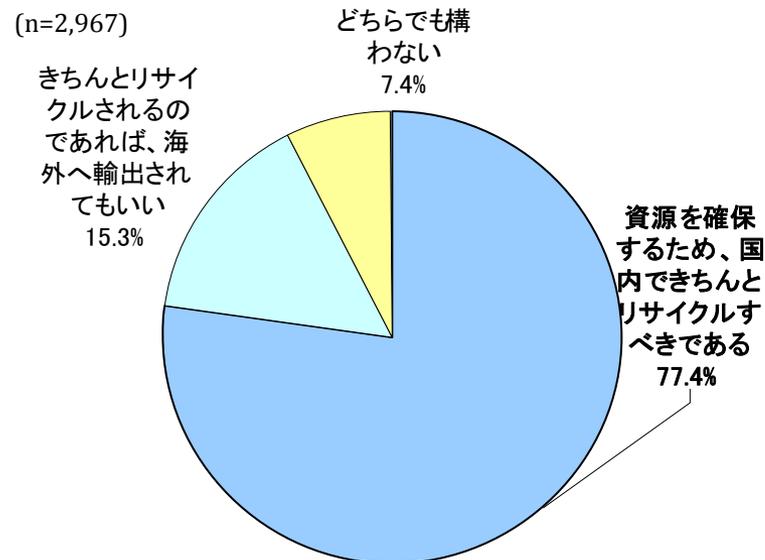
レアメタルに関する消費者アンケート結果

- エアコン等の電気電子機器の中にレアメタルが含まれていることの認知度は62.3%。
- レアメタルを含んだ電気電子機器のリサイクルについて、「資源を確保するため、国内できちんとリサイクルすべき」と回答したのは77.4%。

レアメタルの認知度



レアメタルのリサイクルについて



消費者アンケート結果から得られた現状と課題(1)

対象製品	現状	課題
家電 4品目	<ul style="list-style-type: none"> •家電リサイクル制度の認知度は高く、概ね制度上のルートへ引き渡されている。 •一方、リサイクル料金を高いと感じ、不用品回収業者等へ引渡す消費者が一定程度存在。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢不用品回収業者対策の強化 ➢バーゼル法の運用強化 ➢消費者の適正排出の一層の推進
パソコン	<ul style="list-style-type: none"> •パソコンリサイクル制度の認知度は低く、不用品回収業者等への引渡し割合が高い。 •小売店に排出される割合が高い(リユース目的の可能性)。 •退蔵している割合が高い。 •退蔵理由として、個人情報の漏洩を懸念する消費者の割合が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢消費者に対する更なる普及啓発 ➢不用品回収業者対策の強化 ➢バーゼル法の運用強化 ➢リユースされないものについて、小売店等との連携の余地はないか ➢退蔵製品の排出促進 ➢個人情報保護対策の徹底及び消費者への周知
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> •携帯電話ショップ等での使用済み携帯電話回収の自主的取組を知らない消費者は一定程度存在するが、ほとんどの消費者は携帯電話ショップ等に引き渡している。 •他製品と比較し、最も退蔵している割合が高い。 •退蔵理由として、個人情報の漏洩を懸念する消費者の割合が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢消費者に対する更なる普及啓発 ➢退蔵製品の排出促進 ➢個人情報保護対策の徹底及び消費者への周知

消費者アンケート結果から得られた現状と課題(2)

対象製品	現状	課題
小型家電	<ul style="list-style-type: none"> •自治体に排出される割合が過半。 •不用品回収業者等への排出も一定程度存在。 •買換えの際に案内があると小売店に引渡す割合が高くなる。 •退蔵している割合が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢小型家電制度の構築 ➢不用品回収業者対策の強化 ➢バーゼル法の運用強化 ➢小型家電制度への小売店の参加促進 ➢退蔵製品の排出促進
小型二次電池	<ul style="list-style-type: none"> •小型二次電池回収制度を知らない消費者が一定程度存在し、小型二次電池ごと小型家電を廃棄している割合が高い。 •小型二次電池回収ボックスが近くにあることを参加・協力の条件とする割合が高いが、回収ボックスがどこにあるか分からない、または近くにないので、制度に協力できないとする割合も一定程度存在。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢消費者に対する更なる普及啓発(制度、電池の取り外し、回収ボックスの場所) ➢小型家電制度等との連携 ➢小型二次電池回収ボックスの増設等回収拠点の拡大の余地はないか

法制定の背景

資源制約

- 新興国の需要増大に伴う資源価格高騰
- 資源供給の偏在性と寡占性

環境制約

- 最終処分場の逼迫
- 適正な環境管理

・使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務。

法制定の目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

法案の内容

基本方針

- 環境大臣及び経済産業大臣が、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を策定、公表

(内容)再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標、促進のための措置に関する事項、個人情報保護その他の配慮すべき重要事項 等

再資源化を促進するための措置

- 再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができる。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等による廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者については、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の対象とする。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案

【制度概要】

市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者(リサイクルをしようとする者で構成される)を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じる制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定(別紙参照)

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表
(内容)基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項 等

製造業者(メーカー)の責務

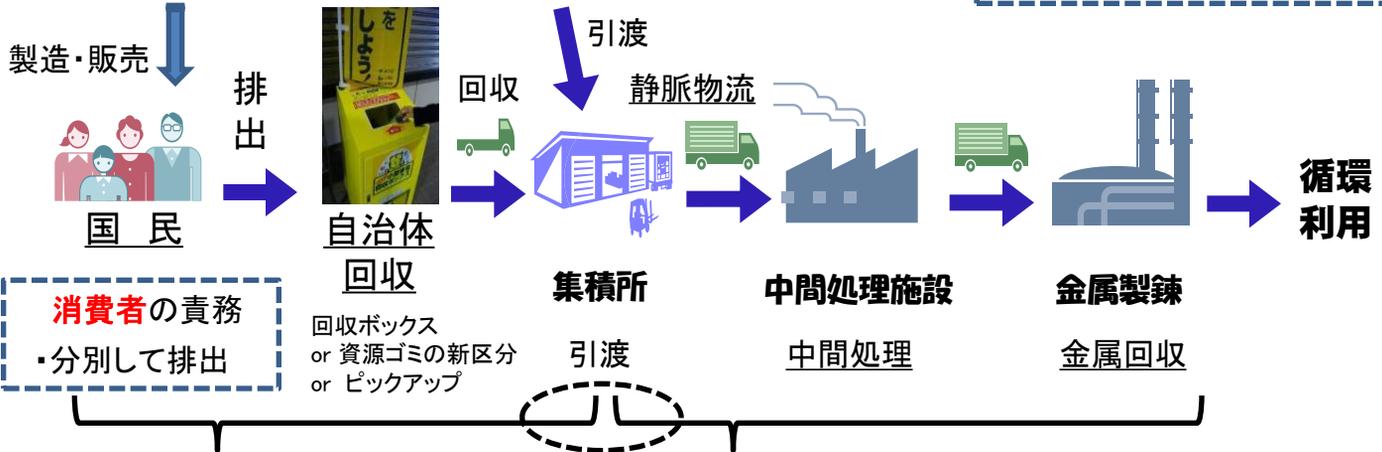
- ・設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減
- ・再資源化により得られた物の利用

小売業者の責務

- ・消費者の適正な排出を確保するために協力

国の責務

- ・必要な資金の確保
- ・情報収集、研究開発の推進
- ・教育、広報活動



消費者の責務

- ・分別して排出

市町村の責務

- ・分別して収集
- ・認定事業者への引渡し

※各市町村の特性に合わせて回収方法を選択

認定事業者

- ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。
- ・収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。

国

- ・再資源化事業計画の認定
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- ・認定の取消し

認定申請



認定、指導・助言等

政令指定候補品目リスト(96品目)

1	PC(ノートブック型)	49	カーステレオ
2	携帯電話	50	電磁調理器卓上型
3	PC(デスクトップ型)	51	CSデジタルチューナ
4	デジタルカメラ	52	電子血圧計
5	据置型ゲーム機	53	BS/CSアンテナ
6	ビデオカメラ(放送用を除く)	54	ヘッドホン及びイヤホン
7	デジタルオーディオプレーヤ(フラッシュメモリ)	55	カーアンプ
8	公衆用PHS端末	56	家庭用医療用物質生成器
9	デッキ除くテープレコーダ	57	家庭用生ゴミ処理機
10	携帯型ゲーム機	58	ステレオセット
11	電子辞書	59	電気かみそり
12	デジタルオーディオプレーヤ(HDD)	60	電気ストーブ
13	CDプレーヤ	61	電気のこぎり
14	MDプレーヤ	62	電気ギター
15	ICレコーダ	63	コーヒーメーカー
16	ETC車載ユニット	64	プロジェクタ
17	VICSユニット	65	ヘアドライヤー
18	フォトプリンター	66	加湿器
19	カメラ	67	電子キーボード
20	ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)	68	アンプ
21	プラグ・ジャック	69	家庭用電気・光線治療器
22	補聴器	70	カーCDプレーヤ
23	地上デジタルチューナ	71	電気アイロン
24	リモコン	72	DVD-ビデオ
25	キーボードユニット	73	電気ドリル(電池式も含む)
26	携帯用電気ランプ	74	除湿機
27	ゲーム用コントローラ	75	その他の電動工具
28	カーDVD	76	トースター
29	家庭用吸入器	77	ホットプレート
30	BDレコーダ/プレーヤ	78	ファクシミリ
31	CS専用アンテナ	79	食器洗い乾燥機
32	ラジオ放送用受信機	80	電気カーペット
33	電動歯ブラシ	81	扇風機
34	ACアダプタ	82	空気清浄機
35	電話機	83	家庭用ミシン
36	ハイテク系トレンドトイ	84	ジャーポット
37	電子体温計	85	時計
38	電卓	86	電気掃除機
39	カーMD	87	ビデオテープレコーダ(セット)
40	ビデオプロジェクション	88	家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
41	ケーブルテレビ用STB	89	換気扇
42	カーチューナ	90	カースピーカ
43	スピーカシステム	91	炊飯器
44	カーカラーテレビ	92	モニター(電子計算機用)
45	家庭用磁気・熱療法治療器	93	プリンタ
46	カーナビゲーションシステム	94	電子レンジ
47	ジュースミキサー	95	電球
48	カーラジオ	96	電気照明器具



環廃企発第 120319001 号
環廃対発第 120319001 号
環廃産発第 120319001 号
平成 24 年 3 月 19 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企 画 課 長



廃棄物対策課長



産業廃棄物課長



使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について (通知)

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、一般家庭や事業所等から排出される使用（再使用を含む。以下同じ。）を終了した家電製品（以下「使用済家電製品」という。）等を収集、運搬等する者（以下「不用品回収業者」という。）が増加しているが、それらのほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可、再生利用指定又は市町村の委託を受けておらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に抵触するものと考えられる。環境省においては、「使用済物品の適正な処理の確保について（通知）」（平成 22 年 10 月 21 日付け環廃対発第 101021001 号・環廃産発第 101021001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）により、廃棄物の疑いがあると判断できる場合の報告の徴収又は立入検査の積極的な実施等をお願いしているところである。

使用済家電製品は、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）等に基づいて再商品化等されることによ

り適正な処理が確保されなければならないが、不用品回収業者に収集された使用済家電製品については、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられる。特に、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られ、生活環境保全上の支障の発生、適正なリサイクルシステムの阻害等が強く懸念されることから、このような不適正な処理ルートへの対策を強化する必要がある。

については、下記事項に留意の上、必要な措置を講ずるとともに、貴管内市町村に対する確実な周知及び指導方よろしく願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 使用を終了した特定家庭用機器の廃棄物該当性に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

特に、使用を終了した特定家庭用機器（家電リサイクル法第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器をいう。以下「使用済特定家庭用機器」という。）については、廃棄物として再生又は処分する場合には、特に厳しい基準として「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成 11 年厚生省告示第 48 号）により一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物（廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。）と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要である。このことを踏まえ、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について

特定家庭用機器として特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条に定められているものは、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) 「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月) のガイドライン A (別添) に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合 (年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い (雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等) がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
- (2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

3 使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品の廃棄物該当性について

使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられ、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について、有害物質の飛散・流出を防止するための措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られる。

これらについても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断されるべきではなく、廃棄物であることの疑いがあると判断

できる場合には、その物の性状、排出の状況、通常の実扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、積極的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

4 その他の留意事項

- (1) 使用済家電製品について、比較的新しく故障していない等、市場価値を有するものについては、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）に基づく古物営業の許可を有し、かつ、適切な取扱いをする者に売却するなど、適正な再使用を促進することが重要であること。また、再使用に適さない等により廃棄物となったものについては、家電リサイクル法や市町村の定める規則等に従った適切な排出が必要であることから、これらについての住民に対する普及啓発に努められたいこと。
- (2) 小売業者に家電リサイクル法上の引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる「義務外品」）のうち、一般廃棄物となるものについては、市町村の区域内において消費者からの特定家庭用機器一般廃棄物の排出が困難とならないよう、収集・運搬体制を構築する必要がある。この場合、市町村においては、収集運搬業の許可の取得について適正かつ円滑に進めるか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 2 条第 2 号の規定による指定制度（再生利用指定制度）を積極的に活用する等し、廃棄物処理法に適合する形で実施されたいこと。

以上

リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン

1 製品性能に関するガイドライン

(1) エアコンディショナー

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 15 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 7 年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要
(温暖化防止・省エネ性能)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年 8 月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準(冷暖房兼用のうち直吹き形で壁掛け形のもののうち冷房能力 4 kW 以下のもの：目標年度 2004 冷凍年度¹、その他のもの：目標年度 2007 冷凍年度)の達成率が約 100%以上で、温暖化防止にも資する製品 (※) 省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は 2004 冷凍年度又は 2007 冷凍年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある

¹冷凍年度とは前年の 10 月 1 日から当年の 9 月 30 日までの期間。例えば 2004 冷凍年度は 2003 年 10 月 1 日から 2004 年 9 月 30 日までである。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 <ul style="list-style-type: none"> ➢ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➢ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較
動作確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通電検査 ➢ 検査の結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 異臭確認 ➢ 異常音確認 ➢ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討
外観等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し <ul style="list-style-type: none"> ➢ 室外機外面の錆が表面積の約 10%以上 ➢ 室内機が破損している ➢ 室内機と室外機が揃っていない ➢ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ リモコンなど付属品が揃っている ➢ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➢ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている ○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示

(2) テレビジョン受信機

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 15 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 7 年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。
(温暖化防止・省エネ性能)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年 8 月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準（ブラウン管テレビ：目標年度 2003 年度）の達成率が約 100%以上で、温暖化防止にも資する製品 (※) 省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は 2003 年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある ○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 <ul style="list-style-type: none"> ➢ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➢ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較

<p>動作確認</p>	<p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通電検査 ➢ 検査の結果に応じた修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p>	<p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 異臭確認 ➢ 異常音確認 ➢ 輝度確認 ➢ コントラスト確認 ➢ 上記確認結果に応じた必要な修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p>
<p>外観等</p>	<p>○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ブラウン管の破損 ➢ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある ➢ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<p>○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲で、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ リモコン等付属品が揃っている ➢ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 <p>○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p> <p>○ アナログテレビをリユース品として自ら再販売する場合は、販売時に地上デジタル放送により 2011 年には使用できなくなることについて説明</p>

(3) 冷蔵庫・冷凍庫

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 10 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 7 年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 <p>(※) ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。</p>
(温暖化防止・省エネ性能)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年 8 月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づく、トップランナー基準（目標年度 2004 年度）の達成率が約 100%以上達成で、温暖化防止にも資する製品 <p>(※) 省エネトップランナー基準の目標年度は 2004 年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 <ul style="list-style-type: none"> ➤ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➤ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較

<p>動作確認</p>	<p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p>	<p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 庫内温度確認 ➤ 異常音確認 ➤ 異臭確認 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p>
<p>外観等</p>	<p>○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等に引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約 10%以上 ➤ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損 ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<p>○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外見上の汚れが著しく少ない ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている <p>○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p>

(4) 洗濯機（衣類乾燥機を含む）

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 10 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 7 年以内の製品については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。
動作確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通電検査 ➢ 検査の結果に応じた修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 異常音確認 ➢ 洗濯脱水槽及び脱水槽の開閉蓋のブレーキテスト（運転中の開閉時に回転にブレーキがかかるか） ➢ 1 工程の通しテスト（注水、洗濯、排水、脱水が正常に行われるか） ➢ 動作確認、検査・修理の上で、販売時に製品保証を付与 ➢ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討

<p>外観等</p>	<p>○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等へ引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約 10%以上 ➤ ふたが欠損している ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<p>○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 専用ホース等付属品が揃っている ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている <p>○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p>
------------	---	--

「使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ
有害特性分析手法等検討会」について

1. 本検討会の成果

- ①中古品判断基準（案）の策定
- ②特に、注意を要する中古品品目の選定
- ③使用済み電気・電子機器等が混入する金属スクラップのバーゼル法該非判断手法（フロー・有害特性分析方法）の提示

2. 今後のスケジュール（平成 24 年度）

- ①検討会で確定した中古品判断基準（案）を事務局で精査後、関係省庁・業界へ照会し、策定（5月頃）。（周知期間を経て、適用。）
- ②有害物質が含まれている懸念のある中古品（パソコン、携帯電話等）についての個別判断基準（案）の検討の開始（4月～）。年度内に策定。
- ③使用済み電気・電子機器等が混入する金属スクラップの有害特性に関するバーゼル法該非判断フローの検討を開始（4月～）。
この検討の進捗に応じて、当該フローに応じた有害特性分析方法を策定し、サービス告示の改正を実施（7月頃）。
更に、輸出者向けの有害特性分析方法に関するガイドラインの検討の開始（7月～）。年度内に策定。

※②③については検討会を設置。



「節電への御協力をよろしくお願いたします」

(お知らせ)

バーゼル条約第10回締約国会議 (COP10) の結果概要について

平成23年10月25日(火)
環境省廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室
(代表：03-3581-3351)
(直通：03-5501-3157)
室長：吉田 一博 (内：6881)
係長：本多 俊一 (内：6885)
担当：彦坂 早紀 (内：6886)

平成23年10月17日(月)から10月21日(金)まで、コロンビアのカルタヘナにおいて、バーゼル条約第10回締約国会議 (COP10) が開催されました。COP10のテーマは「廃棄物の発生防止・最小限化・リサイクル」とされ、次期2年間の活動方針、予算、関連する条約との関連性等についての決定案が採択されました。

1. 開催日・場所

- 開催日：平成23年10月17日(月)から10月21日(金)
- 開催場所：カルタヘナ (コロンビア)

2. バーゼル条約第10回締約国会議 (COP10) の開催テーマ

- 廃棄物の発生防止・最小限化・リサイクル

3. 出席者

会議には、各国政府代表の他、国際機関、NGO、その他のオブザーバーが出席し、約300名が出席しました。

我が国からは、外務省、環境省、経済産業省及び国土交通省から構成される政府代表団が出席しました。

4. 主な議題

- カルタヘナ宣言

有害廃棄物等の発生防止、最小限化、リサイクルに関するカルタヘナ宣言が採択されました。締約国は、バーゼル条約の原則や過去の締約国会議で採択された決議を基に、バーゼル条約地域センター

や関係する国際機関と連携しながら、有害廃棄物等の発生防止、最小限化、リサイクルに取り組んでいくことを宣言しました。

- 新戦略フレームワーク

2012年から2021年のバーゼル条約における各種活動の基本方針として、ビジョン、指針、戦略目標と目的、実施手段、達成度・評価指針を含めた新戦略フレームワークが採択されました。今後、各締約国等はこの新戦略フレームワークを基本として、条約における種々の活動等を行うこととなりました。

- バーゼル条約の有効性に関するインドネシア・スイス主導イニシアティブ (CLI)

CLI が策定したオムニバス決議 (バーゼル条約 95 年改正発効に向けた取組(発効条件:改正案採択当時の締約国数の 3 / 4 批准)、環境上適正な管理 (ESM) に関する基準・ガイドラインの策定、バーゼル条約地域センターの強化等) が採択されました。ESM に関するガイドラインの策定に関しては、我が国がリード国として作業を進めていくことを表明しました。

- 技術ガイドライン (水銀廃棄物の環境上適正な管理等)

我が国が 2007 年よりリード国として策定作業を進めてきた、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン等が採択されました。国際的な技術ガイドラインとして、各締約国等で活用される見込みです。

- 化学物質関連 3 条約 (バーゼル、ストックホルム、ロッテルダム) のシナジー

3 条約間の連携を今後も推進されることが決議されました。

- バーゼル条約実施のための能力開発

有害廃棄物 (電気電子機器廃棄物 (E-waste)、鉛蓄電池等) の環境上適正な管理、廃棄物発生の最小化、廃棄物管理に関する意識啓発活動等を今後も継続的に行っていくことが採択されました。なお、我が国は E-waste のサイドイベントにおいて、我が国が 2005 年より行っているアジア太平洋地域における E-waste の環境上適正な管理に関するプロジェクトについて報告を行いました。

- パートナーシッププログラム (PACE (コンピュータ機器廃棄物に関するパートナーシッププログラム) 等)

PACE の作業グループで行われているコンピュータ機器廃棄物に関するプロジェクト等に関して、今後も継続的に行っていくことが採択されました。

平成24年2月8日

平成23年度「レアアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業（一次公募）」の採択事業の決定について

経済産業省は、平成23年度「レアアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業（一次公募）」に関し、公募申請のあった事業から、以下のとおり49事業について採択することを決定しました。

1. 本支援事業について

資源偏在性が高く、入手困難性の高いレアアース・レアメタルを主対象として削減・代替・リサイクルの技術開発・実証評価等を行うための補助金を措置しました。削減・代替については、磁石メーカー等の素材メーカー及びその磁石が組み込まれたモーター等の製造メーカーを主な対象とし、使用量削減・代替技術開発のみならず、省・脱レアアース部素材の採用に伴う製品の実証評価に対して支援を行います。

2. 採択決定

平成23年12月6日から平成24年1月13日まで公募を実施しました。本事業の採択は、外部有識者による評価委員会での厳正な審査により決定しました。

3. 採択事業（詳細は別紙をご覧ください）

省・脱ジスプロシウム磁石モーター実用化開発事業、市中リサイクル品を原料としたネオジム磁石製造のシステム実証事業等、計49件、補助金申請額計約50億円を採択しました。

4. 事業効果

高性能磁石に添加されるジスプロシウム（※）については、資源偏在性が高く、入手困難性が高いことから、環境・性能要件に応じて省・脱ジスプロシウム磁石への置き換えを要請し、それに伴う製品開発（実証・評価）を本事業で支援することで、国内全ての自動車用小型モーターメーカーの他、一部の駆動用モーターメーカー、コンプレッサーメーカー、産業機械メーカー等の協力を得て、ジスプロシウムの使用量削減を加速、約2年後には年間約200トンの削減効果が見込まれます。

また、本事業により、今後のジスプロシウムを含むネオジム磁石の排出量増加を見込み、使用済み製品からネオジム磁石等を一定量回収し、磁石に再生して製品に再利用する一連の市中リサイクル実現に向けて、技術面、コスト面等についての社会システム実証を日本で初めて開始することになります。

※ジスプロシウムの用途：ハイブリッド・電気自動車等のモーター用磁石及び高性能エアコンのコンプレッサー等

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局非鉄金属課長 星野

担当者：川淵、馳平、堀江

電話：03-3501-1511 (内線 3681~5)

03-3501-1794 (直通)

レアアース等削減・代替実証評価設備費等補助金（一次公募）の執行について

- 昨年5月からの中国政府によるレアアース等の生産・採掘管理強化を受け、資源偏在性が高く緊急性の高い鉱種を主対象として削減・代替のための実証評価設備費等補助金を措置（三次補正予算85億円）。
- 今回、一次公募では、磁石メーカー等の素材メーカー及びその磁石が組み込まれたモーター等の製造メーカーに対し、削減・代替技術開発のみならず、省・脱レアアース部素材の採用に伴う製品の実証評価に対して重点的に支援。49件、補助金額約50億円を採択。総投資額は約150億円規模。

一次採択結果

○ 申請件数： 68件 / 採択件数 : 49件

○ 審査方法：

レアアース等の削減効果のほか、効果の実現の迅速性、海外流出懸念、技術力などの基準により、外部評価委員会において審査

○ スケジュール

11年 12月 6日(火) 一次公募開始

12年 1月13日(金) 公募×切

2月 8日(水) 採択案件公表

(P)12年 5月 二次公募開始 (応募要件は今後の市場・企業動向をもとに改めて決定の予定。)

事業イメージ

レアアース等利用素材メーカー

次世代自動車等のコア部素材(磁石、電池)、自動車の排ガス触媒、超硬工具メーカー等

製造メーカー

磁石を組み込んだモーターを利用する車載モーターメーカー等

第三者評価委員会

国内の実証評価設備投資及び研究開発への補助

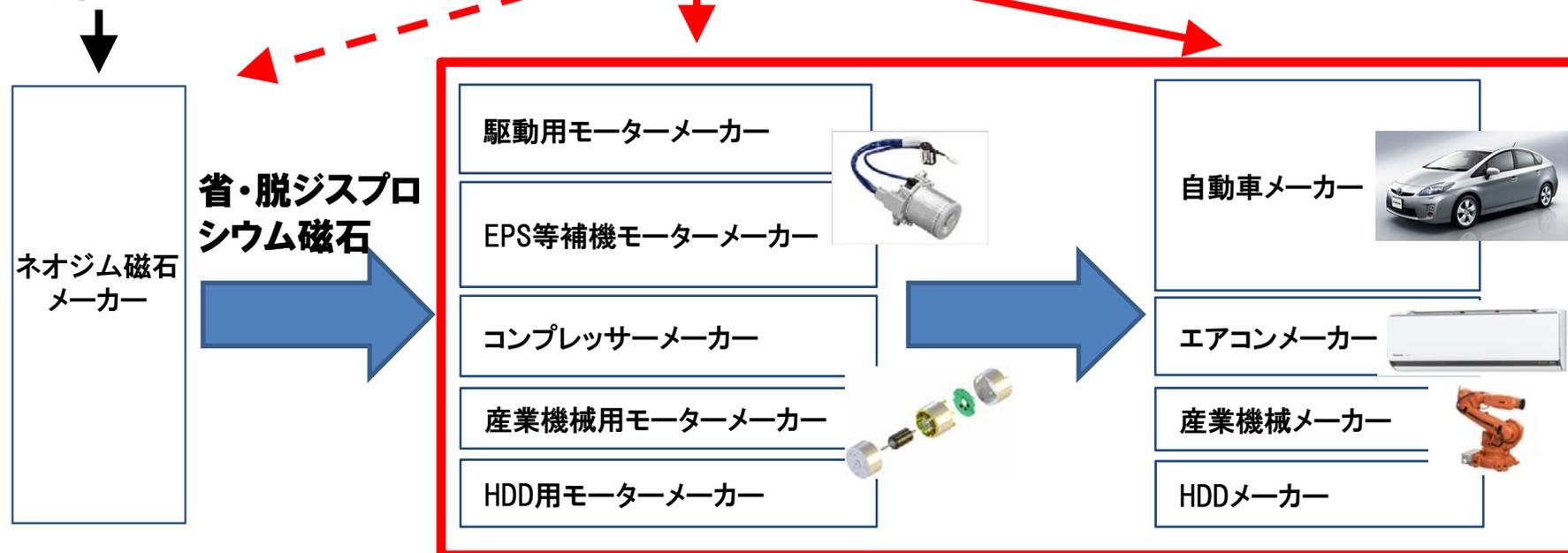
大企業	: 1/3
中小企業・企業連携	: 1/2
産学官連携	: 2/3

補助事業により期待される効果①

①省・脱ジスプロシウム磁石の最終製品への採用が加速され、特定国に左右されない産業構造への転換が促進される。

平成22年度の補助事業の対象

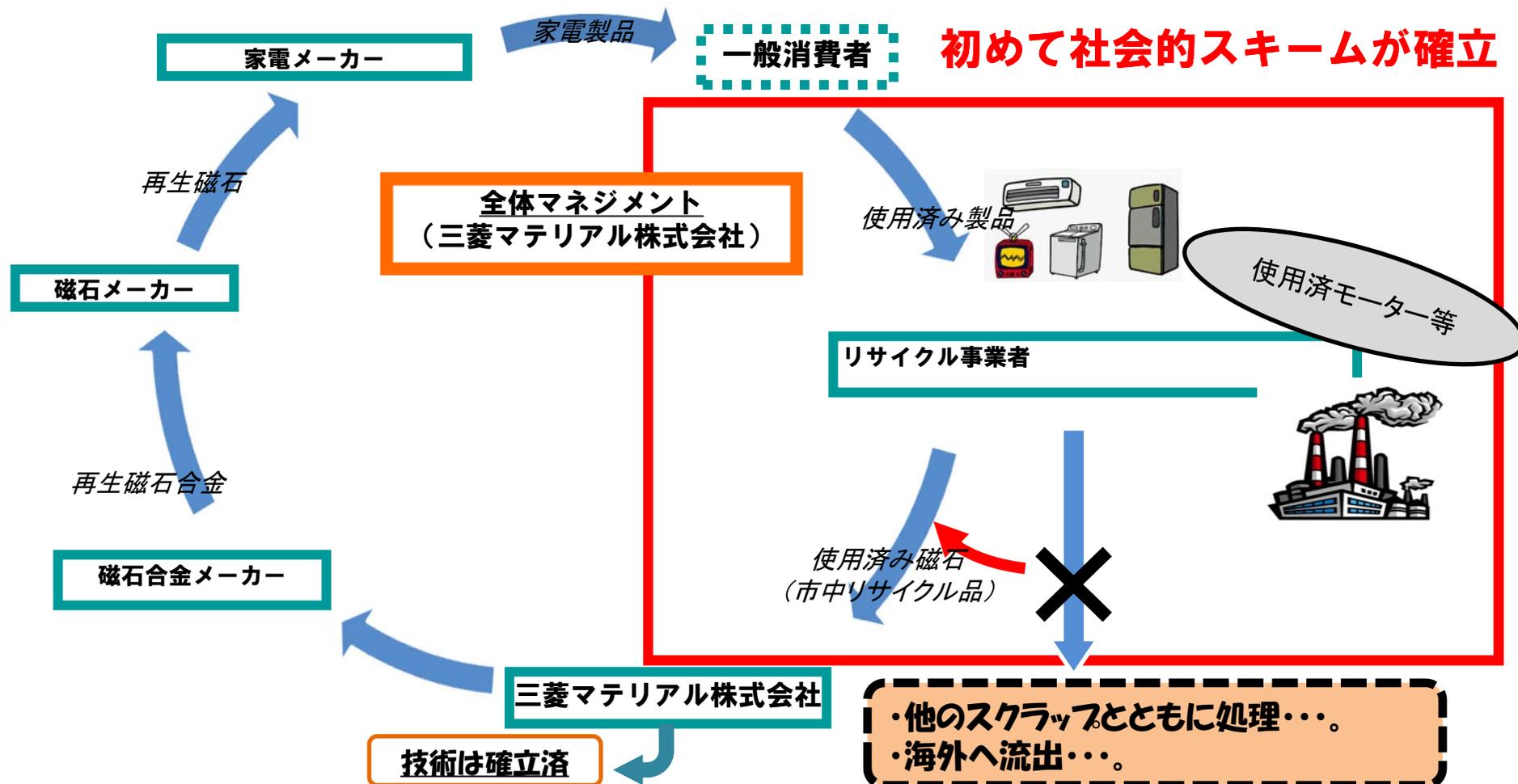
本年度の補助事業の対象



- ・環境・性能要件に応じて省・脱ジスプロシウム磁石への置き換えが進行中
- ・省・脱ジスプロシウム磁石の採用に伴う製品開発(実証・評価)を支援
- ・国内の全ての自動車用小型モーターメーカーが対応に協力
- ・上記に加え駆動用モーターメーカー、コンプレッサーメーカー等も含め、
ジスプロシウムの使用量削減を加速、約2年後には年間約200トンの削減効果

補助事業により期待される効果②

②今後排出量の増加が見込まれるジスプロシウム含有ネオジム磁石の市中リサイクル実現に向けた実証・評価が加速する。



市中リサイクル実現に向けた実証・評価を支援

市中から出た使用済みネオジム磁石を含むエアコンからコンプレッサを回収する、日本で初めての社会的スキームが確立。

補助事業により期待される効果③

③レアアース等を使用しない革新的な製造技術開発が加速する。

技術開発例

レアアースを使用しない光学レンズ製品の事業化に向けた実用化研究事業
(パナソニック株式会社)



革新的な新製品の事業化に向けた実証・評価を支援

平成23年度「レアアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業(一次公募)」の採択案件

(全49件)

	申請件名	申請者名
1	レアアース・レアメタルの使用量を削減した水素吸蔵合金、並びにニッケル水素電池の開発	FDKトワイセル株式会社、国立大学法人京都大学
2	希土類元素DyレスおよびDyフリー金属磁石の開発	TDK株式会社
3	レアアース低減磁石モータの自動車部品への適用化開発および評価設備の導入	アイシン精機株式会社
4	車載用スピーカー 及び 車載用Disk Pick Up駆動装置 脱/省Nd、Dy開発	アルパイン株式会社
5	W酸化物による潤滑性・耐溶着性に優れるTiW系PVDコーティング被膜を被覆した高速度工具鋼製工具の寿命延長に伴うレアメタルの削減	オーエスジーコーティングサービス株式会社、オーエスジー株式会社、独立行政法人国立高等専門学校機構 奈良工業高等専門学校
6	工作機械駆動用モータの省レアアース化に向けた実用化研究	オークマ株式会社
7	サマリウム窒化鉄ボンド磁石の開発およびそれを用いた新型風力発電機モーター、衝撃感知センサーおよび高性能スピーカーへの応用	オンキョーディベロップメント&マニュファクチャリング株式会社
8	ジスプロシウム削減可能な自動車空調用電動コンプレッサの開発	カルソニックカンセイ株式会社
9	省レアアースモータ(PMモータ)研究開発	シンフォニアテクノロジー株式会社
10	省レアアース ハイブリッドモータ研究開発	シンフォニアテクノロジー株式会社
11	省・脱ジスプロシウム磁石モータ搭載空調機用コンプレッサの実用化開発	ダイキン工業株式会社
12	空調機用コンプレッサ用ジスプロシウム・フリー磁石補助型モータの実用化開発	ダイキン工業株式会社、公立学校法人大阪府立大学
13	永久磁石型モータの希土類使用量を削減した新規モータの開発	パナソニック株式会社
14	レアアースの削減に資する代替光学レンズ製品の事業化に向けた実用化研究事業	パナソニック株式会社
15	モーター用レアアース焼結磁石を代替することで、レアアース使用量を削減し得る高機能ボンド磁石の実証事業	ピーエム技研株式会社
16	長寿命・低コスト冷間鍛造金型用「省タングステン工具(ポンチ)」の事業化	マツダ株式会社、日本サーマルエンジニアリング株式会社、財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所
17	エアコンコンプレッサ及びEPSモータ用DyレスNd系ボンド磁石ロータの実用化研究	愛知製鋼株式会社
18	低品位白金族元素含有スクラップからの高効率白金族元素抽出設備の導入	株式会社フルヤ金属
19	ジスプロシウム、ネオジム使用量最少となる電装モータ仕様の開発	株式会社ミツバ
20	ジスプロシウム・ネオジム削減に資するハイブリッド車・電気自動車用マグネットレスモータ開発のための実験、製造設備導入	株式会社ミツバ
21	ネオジム・ジスプロシウムを使用しない電気自動車駆動用IPMモータおよび生産設備の開発と実証	株式会社安川電機
22	レアアース(ジスプロシウム)の削減に資するサーボモータ製品の事業化に向けた実証事業	株式会社安川電機
23	ジスプロシウム及びネオジムの削減に資するモータ製品の事業化に向けた実証事業	株式会社明電舎

	申請件名	申請者名
24	省希少金属型DPF触媒担持基材の実用化開発(白金等の使用量削減技術)	株式会社クボタ、国立大学法人 横浜国立大学
25	ネオジム及びジスプロシウム削減に資する小型自動車用レアアースレスインホイールモータの開発	株式会社ダイナックス、国立大学法人北海道大学
26	ジスプロシウム削減に資する自動車補機製品の事業化に向けた実証事業	株式会社デンソー、アスモ株式会社
27	カラー複写機用現像剤の脱レアメタル化	株式会社リコー
28	ネオジムとジスプロシウムを効率的に分離回収する繊維状高性能捕集材料の創製と分離プロセスの確立及び実証事業	株式会社環境浄化研究所、国立大学法人 千葉大学
29	レアアース使用の効率化に貢献する小型大容量セラミックスキャパシタの開発	株式会社村田製作所
30	レアアース(ネオジム、ジスプロシウム)削減に関するモータ事業化に向けた実証事業	株式会社日立産機システム
31	磁石への熱影響を抑えた自動車駆動用ジスプロシウムフリー高効率モータの開発	財団法人岡山県産業振興財団、岡山県工業技術センター、コアテック株式会社、新興工業株式会社
32	円筒形ITOターゲット製造設備の導入	三井金属鉱業株式会社
33	白金リサイクル原料を使用する磁性ターゲットの事業化に向けた実証事業	三井金属鉱業株式会社
34	インジウムロス削減する回収設備の導入	三井金属鉱業株式会社
35	タングステン等の削減に資する難削材加工用工具の開発と事業化	三菱マテリアル株式会社
36	市中リサイクル品を原料としたネオジム磁石製造のシステム実証	三菱マテリアル株式会社、株式会社三徳、TDK株式会社、パナソニックエコテクノロジー関東株式会社、中部エコテクノロジー株式会社
37	Dy及びNd使用量削減のためのエアコン用モーターの研究開発設備の導入	三菱電機株式会社
38	ジスプロシウム及びネオジムの削減に資する産業用制御モータシステムの事業化に向けた研究事業(ACサーボモータに関する省・脱レアアース化)	山洋電気株式会社
39	ジスプロシウム及びネオジムの削減に資する実装機用モータの事業化に向けた研究事業(レアアースを削減した実装機用モータを新規に開発する事業)	山洋電気株式会社
40	ジスプロシウム及びネオジムの削減に資する産業用制御モータの事業化に向けた実証事業(既存モータのレアアース削減)	山洋電気株式会社
41	レアアースを使用しない産業用制御モータシステムの事業化に向けた研究事業(IPMモータを代替する誘導電動機システムの開発)	山洋電気株式会社
42	脱Dy圧粉磁石の開発及びそれを用いたモータ実用化	住友電気工業株式会社、公立大学法人 大阪府立大学
43	ジスプロシウムの削減に資するFAモーターの設計変更による効果検証実証事業	多摩川精機株式会社
44	自動車部品におけるジスプロシウム削減に関する実用化研究事業	日産自動車株式会社
45	ネオジムおよびサマリウムの削減に資する水素吸蔵合金処理実証設備の導入	日本重化学工業株式会社
46	脱レアアース磁石搭載精密小型アクチュエータの事業化に向けた実証事業	日本電産サーボ株式会社
47	レアアースの削減に資する次世代電動パワーステアリング用モータの実証評価	日本電産株式会社
48	セラミック切削工具中の希土類酸化物の削減実用化研究	日本特殊陶業株式会社
49	過熱蒸気によるネオジム磁石の消磁・分離装置の開発	富士電機サーモシステムズ株式会社、国立大学法人三重大学

外務省と同時発表

平成24年3月13日

中国による原材料3品目の輸出規制についてWTO協定に基づく協議を要請

本日、我が国は米国及びEUとともに、中国がレアアース・タングステン及びモリブデンに関して行っている輸出規制について、中国に対し、WTO協定に基づく協議を要請しました。

1. 中国は、上記3品目に関して輸出規制（①輸出税の賦課、②輸出数量の制限及び③最低輸出価格の設定）を行っています。先般、中国のボーキサイト等の原材料に関して行っている輸出規制はWTO協定に違反するとのWTOの判断が確定したことを踏まえ、問題の解決に向けて、米国及びEUとともに、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を行うこととしました。
2. 具体的な協議日程については、今後、関係国との間で調整していく予定です。

(参考) WTO協定に基づく協議とは

WTO協定は、問題となっている措置がWTO協定に違反するか否かをWTOパネル（第一審）に付託するに先立ち協議を行うよう義務づけており（少なくとも60日間）、合意による問題解決が奨励されています。

(本発表に係るお問い合わせ先)

・WTO紛争処理全般について

通商政策局 通商機構部参事官（ルール担当）

（併）国際経済紛争対策室長 風木

担当者：田辺、西岡

電話：03-3501-1511（内線3056）

03-3501-6596（直通）

・レアアース等に関する対策について

製造産業局 非鉄金属課長 星野

担当者：川淵、明石

電話：03-3501-1511（内線3861～5）

03-3501-1794（直通）

・日中経済関係について

通商政策局 北東アジア課長 高木

担当者：飯田、原

電話：03-3501-1511（内線3016～9）

03-3501-0531（直通）

(参考資料)

中国の原材料輸出規制に係る先行ケースの結果

- 中国の原材料輸出規制について、2009年6月に米国・EU・メキシコがWTO協定に基づく協議要請を行ったが合意に至らず、同年12月にパネルが設置された。
- 2011年7月にパネル最終報告が出され、中国の輸出規制がWTO協定に不整合であることを認定したが、中国政府はパネルの判断に不服があるとして上級委員会に申し立てを行った。
- 本年1月30日に、パネルの判断を概ね支持する上級委員会報告が出された。

- (1) 対象品目:ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、シリコンメタル、黄リン、亜鉛の9品目
- (2) 対象措置:原材料に対する輸出数量制限・輸出税の賦課等
- (3) 根拠WTO協定:GATT第11条1(数量制限の一般的禁止)
中国のWTO加盟議定書(輸出税の撤廃・上限輸出税率の設定等)
- (4) 論旨:今回問題となった輸出数量制限は、環境保護例外を定めたGATT20条(b)号、資源保護例外を定めた同条(g)号適用の要件を満たさず、正当化されないとの判決。環境保護や資源保護は、国内の環境規制や生産数量制限で対応することが基本。

中国による原材料の輸出規制

輸出枠

(出典: 中国商務部)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年 (第1期)
レアアース(t)	60,173	47,449	50,145	30,259	30,184	24,904
タングステン(t)	15,400	18,828	18,526	19,490	19,925	11,380
モリブデン(t)	N.A.	42,753	41,582	41,678	41,678	24,517

輸出税(例)

(出典: 中国国務院関税税則委員会)

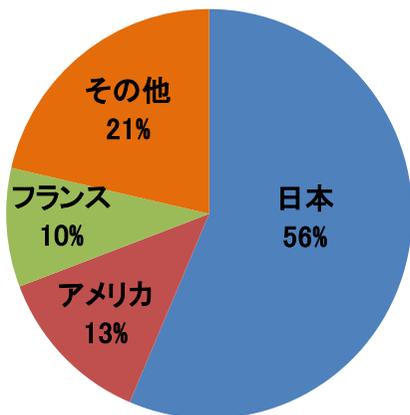
	06年11月	07年6月	08年11月	09年7月	11年1月
ネオジム	0%	10%	15%	15%	25%
ジスプロシウム	0%	10%	25%	25%	25%
テルビウム	0%	10%	25%	25%	25%
タングステン	0%	5%	10%	5%	5%
モリブデン	0%	10%	15%	15%	15%

対象品目の貿易実績(2011年)

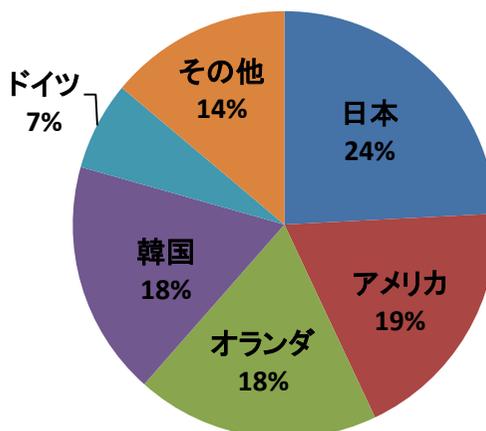
(1) 中国の輸出

(出典) 中国税関

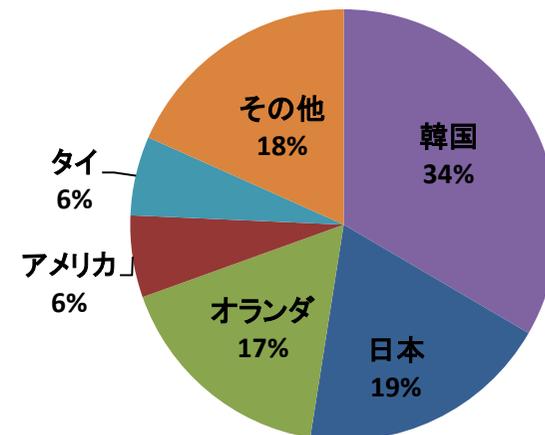
レアアース



タングステン



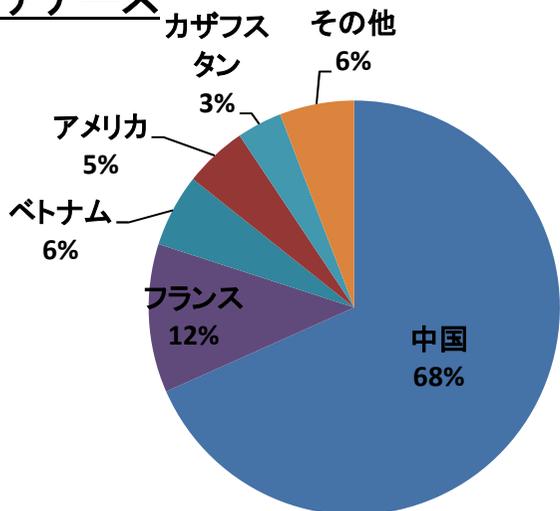
モリブデン



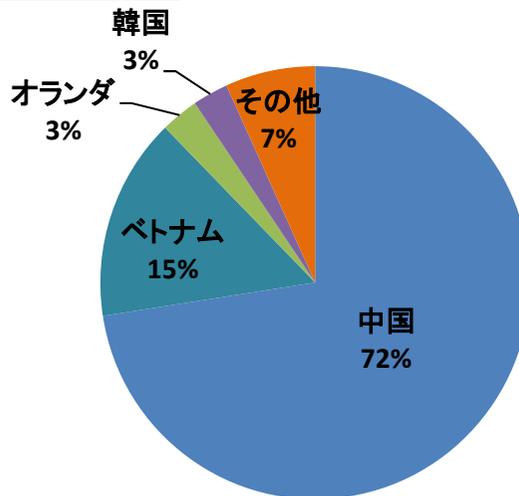
(2) 日本の輸入

(出典) 財務省貿易統計

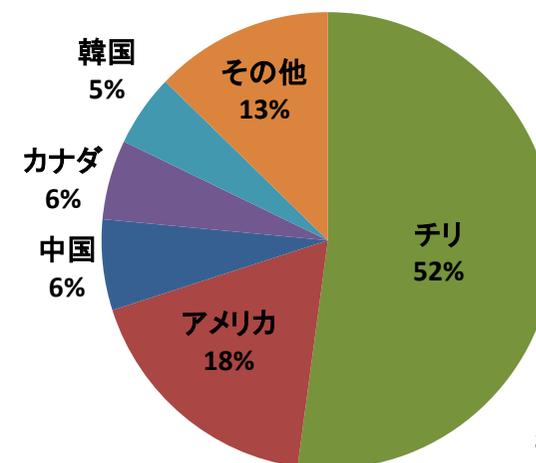
レアアース



タングステン



モリブデン



その他の政策対応

1. 代替材料・使用量低減技術開発

- ・レアアース磁石に使用されるジスプロシウム使用量低減技術開発
- ・ガラス精密研磨用セリウムの代替材料・使用量低減技術開発

2. レアアース等利用産業に対する国内立地支援

- ・レアアース磁石に使用するジスプロシウム使用量低減製造設備導入
- ・タングステン等、希少資源を回収するリサイクル設備導入

3. 鉱山開発・権益確保／供給確保

- ・海外鉱山開発の推進と権益確保
- ・資源国との協力による鉱山開発

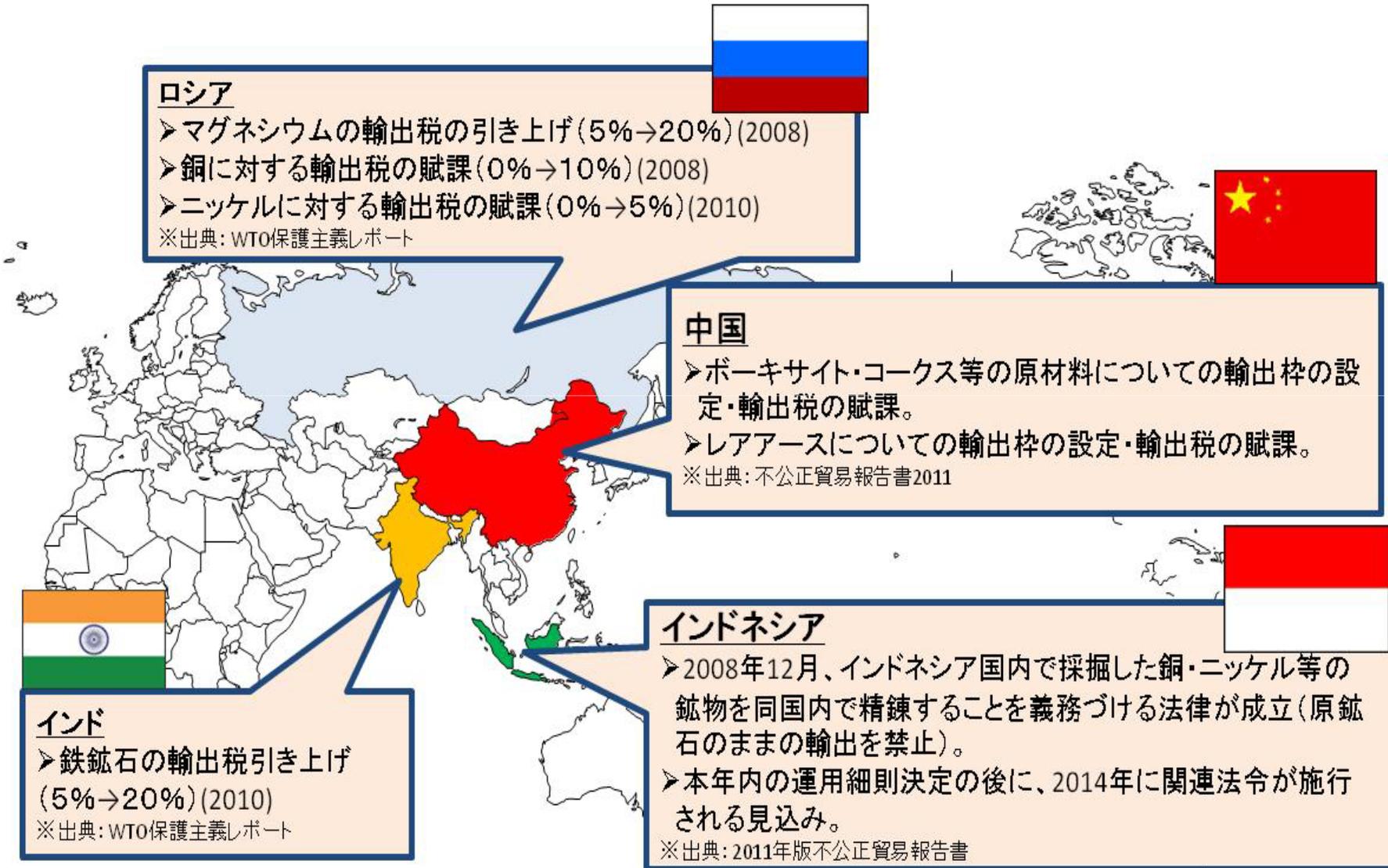
4. 中国政府への働きかけ

- ・二国間での問題解決に向けた働きかけ
- ・レアアース交流会議、環境協力等を含めた働きかけ

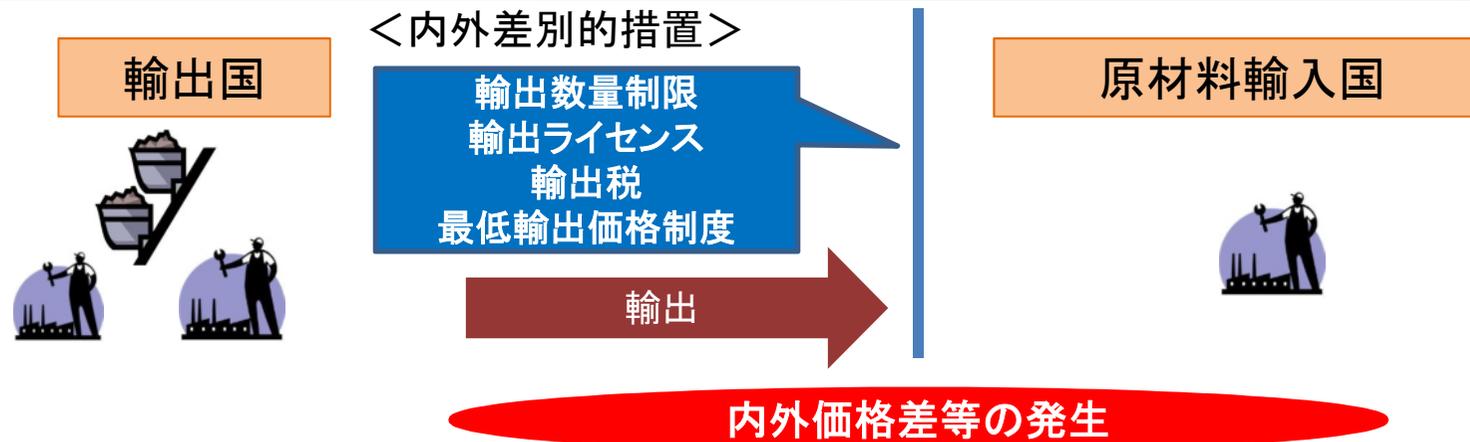
5. 多国間の連携強化

- ・G20、OECD等での取り組み、研究開発協力などの日米欧三極協力

各国の輸出規制の状況



輸出規制に係るWTO協定上の問題点



- 輸出規制は、WTO協定に違反（数量制限の一般的廃止を定めたGATT第11条違反）。
- 環境保護や有限天然資源の保存を理由とした輸出規制の正当化は極めて限定的にしか認められていない。

(参考)

GATT第10条3項(a) (貿易規則の公表及び施行)

各締約国は、1に掲げる種類のすべての法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない。

GATT第11条(数量制限の一般的廃止)

締約国は、(輸入又は輸出について、)割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない。

GATT第20条(一般的例外)

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

WTO紛争解決手続の概要

1) 二国間協議要請

WTO協定では、問題となっている措置がWTO協定に違反するか否かをWTO紛争解決機関に付託する前に二国間協議を行うことを義務づけており(少なくとも60日間)、二国間合意による問題解決が奨励されている。

※WTO発足以来、約半数の案件(二国間協議要請があった430件のうち218件)が二国間協議の段階で解決している。なお、協議内容については非公開とされている。

2) パネル設置

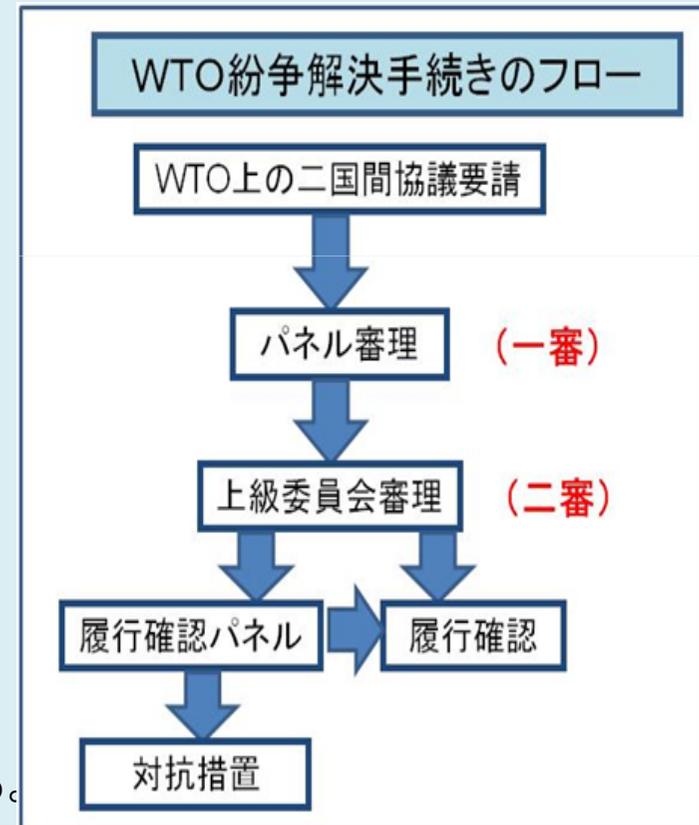
協議要請後60日の期間内に協議で解決ができない場合、当事国はパネルの設置を要請することができる。パネルは準司法パネリスト(3名)により構成され、判断まで9ヶ月~1年程度。

3) 上級委員会への申し立て

当事国は上級委員会への申し立てを行うことができる。上級委員会は上級委員7名のうち3名で構成。

4) 勧告又は裁定の実施

被提訴国は、パネルもしくは上級委員会による勧告を実施する義務を負う。当該勧告が履行されるまでの間、所定の手続に基づき、提訴国に対抗措置(提訴国からの輸入への関税引上げ等)を講じる権利が生じる。



各国のWTO紛争解決手続利用状況

- ▶ 近年、WTO上の二国間協議を要請・被要請した事案ともに、中国関連が増加している（2001年のWTO加盟以来10年にして、既に我が国を超える紛争案件数になっている）。

